

6月14日（水）

令和 5 年 6 月 14 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6番	工 藤 隆 久	(同)
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8番	荒 神 稔	(同)
9番	福 田 新 一	(同)
10番	本 田 利 弘	(同)
11番	山 内 い っ と く	(同)
12番	山 口 俊 樹	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	(同)
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	山 下 寿	(同)
23番	野 崎 幸 士	(同)
24番	佐 藤 雅 洋	(同)
25番	安 田 厚 生	(同)
26番	日 高 利 夫	(同)
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	(同)
34番	山 下 博 三	(同)
35番	日 高 陽 一	(同)
36番	丸 山 裕 次 郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	外 山 衛	(同)
39番	日 高 博 之	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。ただいまから一般質問を行います。

来年から新1万円札の顔となる渋沢栄一であります。江戸末期の幕臣でありました渋沢は、江戸時代が終わって間もない明治2年に、新政府より大蔵省出仕の命を受けることとなります。

そのとき、渋沢は、その命を断るつもりで、実質的なトップとして大蔵省を取り仕切っていた大隈重信との面談に出向きました。

しかしながら、大隈は、出仕を断るとする渋沢の考え方を「そのような発想は消極的だ」として、「出資の命を受け、新しい日本国の建設に従事することの意義は、はるかに大である」と言って渋沢を説得し、その決断を翻させたことは、広く国民の知るところであります。

歴史に「もしも」を思うべきではないと考えますが、あえてここで、「もしもそのときの渋沢に大隈との出会いがなかったならば」と考えるとき、その後の渋沢はどのような道をたどっていたのであろうか。そして、その結果、渋沢は1万円札の顔となり得たのであろうか。このような空事に私は今、思いをいたしているところあります。

さて、その大隈重信であります。大隈とは

どのような人物かと問われたとき、まず返ってくるのは、早稲田大学の創始者でありましょうか。それとも、総理大臣を2度務めた人でありましょうか。さらには、我が国で初めて政党内閣を組織した政治家との答えでありましょうか。さにあらず、太陽暦の導入であり、あるいは鉄道の敷設であり、または郵便制度の整備などなど、近代日本の基礎づくりをなした人となるのでありましょうか。

このような大隈であります。私がこの際、特に高く評価したいことの一つに、明治14年の統計院創設があります。そして、その統計院設置に際しての建議書に、大隈は次のように記しております。その一部を読み上げます。

「現在の国勢を詳明せざれば、政府則ち施政の便を失う。過去施政の結果を鑑照せざれば、政府其の政策の利弊を知るに由なし。故に、現在の国勢を詳明し、過去施政の結果を鑑照するには、是れ政府に在て欠くべからざるの務なり。而て、今日全国耕地荒地の幅員如何、各地の土質地味如何、人民所用の舟車牛馬の数如何、貨物運輸の便否如何、罪犯囚徒の消長如何、其の他現在の国勢を一目に明瞭ならしむる者は統計に若くは莫し。又、現在の国勢を以て之を既往に比較し、過去施政の得失を證明する者は亦た統計に若くはなし」とあり、その後も続いております。

つまり、政府は、政策のよしあしを判断するためには、現在の国の情勢を明らかにし、過去の施策の結果と比較して見る必要があるとして、統計データの必要性がいかに大なるかを表現しております。

そしてまた、私自身も、事の評価に際しては、客観的な判断根拠は不可欠な必要条件との考え方を常としており、そのようなことから、

県が今議会に提案なされた各種計画や予算・事業は、統計データに基づき検討されたものか否かが大変気になるところでもあります。

ところで知事は、さきの選挙において「宮崎再生」を御旗に掲げ、東国原氏との激戦を僅差ながら何とか勝利されました。

3期12年間の実績を持っての選挙でありながら、県民を二分しての勝ち負けに至ってしまったことを知事はどう考えられ、それを踏まえて4期目のかじをどのような姿勢で取っていかれるおつもりかお聞かせください。

そしてこの際、知事の言われるコロナからの宮崎再生に関し、まずコロナにより宮崎県がどのような状況へ至ったと判断されているのか、そしてその宮崎について、これから建設すべき姿をどう描かれているのか、知事にお尋ねいたします。

そしてここで、近々本県副知事を辞されることになった永山副知事に2点伺います。

まず、1点目であります。

永山副知事には、就任されてからこれまで、本県の発展のため献身的な御尽力を賜りました。感謝に堪えないところであります。

さて、今回本県を去られることとなったわけではありますが、約3年にわたる在任期間を経て、今の宮崎について何を思われるか。そしてまた、今後の宮崎に対しては、何を御教示いただけるかお尋ねいたします。

2点目であります。

永山副知事には、内田、鎌原両副知事に続いて、県政全般にわたっての御尽力はもちろんでありますが、とりわけ本県の県土づくりについて、特段の御苦勞を賜り、特筆すべき成果を積み上げてきてくださいました。

私自身も、公的社会資本の整備につきまして

は、積極的に進めるべきだとの考え方を有しており、特に強靱な県土づくりに関しては、私も責任を持って取り組むべき後世への責務であると信ずる一人であります。

さて、近年、我が国における大雨や強風による甚大な被害は、もはや異常というより通常あるいは常在と考える頻度で発生しております。つい先日も、台風第2号の動きに県民の多くが神経をとがらせたところでもあります。そしてまた、本県では、将来的に高い確率で南海トラフ地震の発生が予測されており、これについては、大きな犠牲や甚大な被害予測が専門家から示されているところでもあります。

そういった理由からして、そのことを知りつつ現在を生活している私たちにとって、その対策を講じておくことは、決して避けてはならない将来への責任であり、義務であります。

そのような理念に立つとき、将来、発生が予測される大規模な自然災害による被害に備えるための事業である、防災・減災、国土強靱化事業は、今を生きる私どもの利便性向上を目的とする公共事業とは全く性格の異なるものであると考えます。

それらの視点から、私は、防災・減災、国土強靱化事業については、現在の5か年加速化対策を着実に実施するとともに、終了後も新たな計画に基づき、中長期的な視点の下、継続的かつ安定的に強靱な国土づくりに取り組むことができるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すべきと考えます。御見解を永山副知事に伺います。

以上で壇上の質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

これまでの3期12年の間、ひたすら本県の発展を目指し、誠心誠意県政運営に取り組んでまいりました。その結果、県民の皆様から4期目の負託をいただきましたことは、誠に光栄に受け止めており、その重責に改めて身の引き締まる思いがしております。

多くの方からこれまでの県政に対する一定の評価をいただく中で、御指摘にありました昨年末の知事選挙は極めて厳しい戦いとなり、その結果を真摯に受け止めているところであります。

コロナ禍等に伴う閉塞感がある中で、これまでと違う新たな取組への期待や、将来に希望の持てる県にしてほしいといった、こうした投票行動の背景にある県民のメッセージに、しっかりと向き合う必要があると受け止めております。

本県は今、人口減少が急速に進む中で、長引くコロナ禍により、県民所得、県内総生産も低迷し、加えて原油・物価高騰、さらには昨年台風第14号災害などにより、県民の暮らしや地域経済は大きな影響を受け、百年に一度とも言われる難局に直面しております。

何としてもこうした困難な状況を一刻も早く克服し、本県を再び元の成長軌道へと戻し、さらに次のステージに飛躍させるとともに、その先に誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる、安心と希望あふれる宮崎県の実現を目指してまいります。

4期目のこれからの4年間、宮崎の未来を方向づける上で極めて重要な期間になるものと考えております。世界経済がコロナ禍からの回復を目指す中で、ウクライナへの軍事侵攻に伴い、不安定、また不透明さを増しております。そして、我が国においては、少子化反転のラス

トチャンスとも言われるような、極めて重要な時期を迎えます。

先行きが不透明な厳しい現在の状況下にあっても、夢や希望、未来を語り、そこへ県民を導いていくために、明確なビジョンと道筋を示し、力強く実行していくことが、知事である私に課せられた使命であると考えております。強い気概と覚悟を持って、県民の総力を結集しながら確実に結果を出してまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（永山寛理君）〔登壇〕 お答えします。

まず、宮崎に対する思いであります。

私は、令和2年7月に着任してから約3年間、国とのパイプ役はもちろん、各種インフラの整備や産業振興、防災・減災対策など、私に課せられた役割を果たすため、これまで培ってきた知識や経験、ネットワークを生かしながら、日隈副知事とともに知事を全力で支えつつ、徹底した現場主義の下、宮崎の発展に尽くす思いで駆け抜けてまいりました。

この間、まさにコロナ禍のただ中ではございましたが、高速道路網の整備促進をはじめ、和牛能力共進会での4大会連続の内閣総理大臣賞獲得、屋外型トレーニングセンターに係る国の交付金獲得など、県議会や市町村、関係団体の皆様とのこれまでの取組の成果が目に見えて現れてきたことをとてもうれしく思いますとともに、私も微力ながらその一端を担うことができ、大変光栄に思っております。

仕事以外にも、県議会の皆様をはじめ、県内各地の多くの方々と親しくお付き合いをさせていただくとともに、宮崎ならではの神社巡りや神楽体験、さらには、沖縄出身者として宮崎と沖縄の歴史的なつながりを踏まえた交流などに

取り組み、振り返れば、あっという間のとても充実した3年間でした。

本県は、豊かな食やすばらしい自然美、温かい県民性など、多くの魅力やポテンシャルにあふれております。この全国に誇る強みを最大限に生かし、さらなる飛躍につなげていくためには、何より交通基盤など必要なインフラ整備を着実に進めるとともに、これまで以上に国内外に向けた積極的な情報発信に取り組んでいく必要があると考えております。

私は近く宮崎を離れるかもしれませんが、どこにしようとも宮崎の熱烈応援団として、これまでの御恩返しをする気持ちで、宮崎の発展のために貢献してまいりたいと考えております。

次に、国土強靱化予算の確保についてであります。

議員御指摘のとおり、国土強靱化は、災害を防ぐことにとどまらず、南海トラフ地震など遠くない将来に発生する可能性のある大規模災害に備えるため、未来の世代への責任を持って取り組むべきであるという認識の下、様々な機会を通じて、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することが必要であると訴えてまいりました。

また、昨年の台風第14号においても、依然甚大な被害が発生するなど、国土強靱化対策の継続的・安定的な推進は、自然災害リスクの高い本県において大変重要であると、改めて認識したところでございます。

このような中、今国会で本日にも可決・成立予定の国土強靱化基本法改正案では、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するために、新たに実施中期計画が位置づけられており、5か年加速化対策後も明確な見通しの下で対策が進められているものと期待しております。

す。

私としましては、これまで培ってきた経験や人脈を最大限生かし、将来にわたって県民の命と暮らしを守ることとなる国土強靱化予算の確保に向けて、最後まで自らの職責を果たし、また今後、立場が変わっても、何らかの形で貢献できればと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○坂口博美議員 宮崎を離れられても、応援団というか、自分のふるさとそのものだと、常に心は宮崎だという気持ちで、ぜひ宮崎を支えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

また、これは副知事の先輩にも当たられるんですけれども、国交省事務次官でありました谷口博昭さん、この方が当時会長を務めておられた土木学会が、昨年6月に「Beyondコロナの日本創生と土木のビッグピクチャー～人々のWell-beingと持続可能な社会に向けて～」という提言書を公表しております。

そして、その前文にはこうあります。

大きな変化と国難ともいえる危機に多くの国民が協調して立ち向かうためには、ビッグピクチャー、いわゆる全体像を示し、共有することが重要なポイントと考えています。そして、そのビッグピクチャーでは、現状の種々の制約に縛られず、未来志向で、従来からの価値観の転換を図り、時代の変化に適応することが求められます。例えば、これまでの「経済効率性を重視した社会」でなくWell-being社会、つまり「持続可能で、誰もが、どこでも、安心して、快適に暮らし続けることができる社会」を目指すことといったことが挙げられます。

と続いております。

ところで県は、今議会に新たなアクションプランを提案されましたが、この土木学会の提言は、知事の4期目の県政運営、そして今後、県が取り組むべき施策に対し、まさしく県民が強く求めていることそのものではないでしょうか。私は、このことを念頭に、知事の政治姿勢や県が抱える課題について、ビジョンや方針をお聞かせいただきたく、今回この席に立っているところであります。

以上を申し上げて、以下質問を続けてまいります。

まず、政治姿勢についてであります。今、知事は、選挙結果を真摯に受け止めると、そしてまた、常に県民と一緒に心はあるんだと、そういった姿勢で今後取り組んでいくということをお答えいただきました。先ほども申し上げましたように、まさにそのとおりで、今回の選挙は、半数近くが相手候補に投票するという大接戦であったわけであります。ぜひこれを真摯に受け止め、県民の思いにしっかりと寄り添っていただきたいと思っております。

この知事選において元職は、日豊本線を生かしたミニ新幹線構想を打ち出しました。私個人としては、財源の裏づけや採算性などから全くの空論と思いましたが、しかしその一方で、あの選挙結果を見ると、元職が本県の未来に閉塞感を持つ県民に対し、大きな夢と希望を与えたのは事実であり、指導者の政治姿勢の在り方として、そこには大きく学ばれるべきだと信じております。

さて、知事が今般、再生が必要であると分析された本県であります。大変厳しい状況に置かれている県民に対し、新アクションプランにおいて、将来の宮崎に期待できる夢や希望をどこに見いださせようとしているのか、知事に

伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、さきの選挙で県内各地をくまなく回る中で、多くの県民の皆様からいただいた「将来に向けて希望の持てる県にしてほしい」という強い期待にしっかりと応えていくことが知事としての使命であると考えております。

長引くコロナ禍や物価高騰をはじめ、自然災害の頻発化など、先行き不透明な中であって、まずは県民の皆様が安心して暮らせる社会づくりに最優先に取り組んでまいります。

その上で、県民誰もが楽しさや幸せを実感でき、活力ある社会を実現していくために、本県の強みをさらに伸ばし、課題の克服につなげていく取組とともに、中長期的な視点に立って、新たな夢や希望につながる種をまいていくことも重要であると認識しております。

このため、新たなアクションプランにおきましては、安心と希望ある未来へと飛躍するための礎づくりに向けて、「希望ある未来への挑戦」を柱に掲げております。

再生可能エネルギーによる脱炭素の地域づくりや、デジタル技術を活用したスマートシティの推進、さらには自動走行車などの次世代モビリティ等の未来技術の実証など、チャレンジ性の高い未来志向の施策にも果敢に挑戦してまいります。

さらには、宮崎の未来創造への第一歩を踏み出すため、特命チームを発足させまして、「3つの日本一挑戦プロジェクト」を立ち上げたところであります。全国に誇る本県の強みを生かしていく、またさらに伸ばしていく観点から、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」、この3つの分野で新しい価値創造にも取り組むなど、県民の皆様にも夢や希望を与え、

本県を新たな成長軌道に乗せられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 ぜひ強みを生かすと同時に、また弱い点もチェックしながら、しっかりと底上げをしていただきたいと思います。

さて、今回の肉付け予算を見てみますと、全方位型の気配り、目配りが感じ取れる一方で、総花的な感があります。全体への目配りや不毛の投資の回避はもちろん大切ですが、あなた自身が、再生が必要とまで判断せざるを得ないところにまで追い込まれた本県を、県民総力で立て直していこうとされる時、そのエネルギーを結集するがための求心力となり得るのは、県民が夢や希望を持つことができる将来像であろうと思います。

それがゆえ、今回の肉づけ作業に際しては、あれもこれもではなく、しっかりとした状況分析に基づき、その対象を、本県の未来を確かなものとしていくために、真に必要な施策に特化すべきであったと思います。

大変厳しかった選挙結果を顧みるならば、知事選を経て河野さんは変わったと県民が思えるような、新しい河野カラーを前面に出した予算の編成が待たれていたのではないのでしょうか。

限られた財源の中での宮崎再生に向けた予算編成にどう取り組まれたのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） この肉付け予算は、直面する困難からの再生と本県の未来創造に取り組むという強い決意の下、「宮崎再生・創造予算」と名づけまして、宮崎の再生と未来創造に重点を絞って編成いたしました。

まず、「宮崎再生」について申し上げますと、物価高騰等の影響を強く受ける生活者をはじめ、価格転嫁が困難な1次産業や小規模・零

細事業者に寄り添う即効性のある施策を講じるなど、いち早く元の成長軌道に戻すことに全力で取り組んでまいります。

次に、「未来創造」につきましては、県民の皆様からの「将来に希望を持てる県に」という強い期待を受けて、本県の強みを生かした「3つの日本一挑戦プロジェクト」を掲げて、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の分野で、その先駆けとなる事業に取り組んだところであります。ここでは、困難を抱える方の希望を応援する高等特別支援学校の整備や不妊治療費の支援を行う事業なども計上しているところであります。

この3つのプロジェクトは、できるだけ早い時期に目指す姿や取組の内容を具体的にお示しし、今後のさらなる補正予算や来年度の当初予算に反映させてまいります。

○坂口博美議員 この3つのプロジェクトは、確かにちょっと弱かった点かなと思いますので、全力で、しかもスピード感を持って実行していただきたい、それをお願いしておきます。

新型コロナが感染症法上5類に移行されたことで、これまでの国からの手厚い財政措置が今後は徐々に抑えられることとなります。

しかしながら、今もなお新型コロナが消滅したわけではなく、今後は第9波や新たな感染症出現への備えも必要なわけではありますが、これまでの知見を踏まえ、財政面、医療面、それぞれどのように対応していかれるおつもりなのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、新型コロナ第9波も懸念されているところであります。引き続き感染状況を注視しながら、きめ細かな情報提供、注意喚起を行いますとともに、特に重症化リスクの高い高齢者等への対応

として、施設への集中的検査やワクチンの接種
勧奨等を行ってまいります。

また、病原性が大きく異なる変異株が出現し
た場合には、国の方針も踏まえながら対策を強
化するなど、適切に対応してまいります。

さらに、新たな感染症への備えとして、県、
保健所設置市、医師会等で構成します連携協議
会において、平時からの連携を図るとともに、
コロナでの知見を踏まえ、今年度中に予防計画
を変更し、感染症の発生予防、蔓延防止の取組
を進めることとしております。

具体的には、病床確保や発熱外来等に関する
協定を医療機関等と締結し、それぞれの機能に
応じた役割分担、一般医療との両立を図りなが
ら、新たな感染症危機に備えた医療提供体制の
確保に取り組んでまいります。

また、財政面においては、全国知事会を通じ
て、5類移行後も地方への支援を迅速かつ丁寧
に行うこと、そして新たな感染症危機に適切に
対処することにつきまして、地方の意見を十分
に踏まえて対応するよう、国に強く求めてまい
ります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

次に、デジタル化への取組について伺いま
す。

コロナの感染拡大は国民生活に大きな影響を
もたらし、これらを機にデジタルやオンライン
の利活用が加速的に進むところとなりました。

そういった中で、国はデジタル田園都市国家
構想を掲げ、これを御旗としてデジタル化を強
力に進めるべく、令和3年9月1日にデジタル
庁を発足させました。そしてそれは、誰一人と
して取り残すことのないデジタル社会の構築を
理念としての発足でありました。

さてここで、発足の背景を振り返ってみます

と、例えばコロナが拡大する中、国民への10万
円定額給付事業や支援金事業などを実施するに
当たり、接触確認アプリの不具合などのデジタ
ル基盤の脆弱さが顕在化しました。すなわち、
官と民の双方において、さらには社会全体にお
いて、デジタル実装が不十分であることが判明
し、それを急ぎ整えることの必要性を余儀なく
されるに至ったのであります。

ところで、このデジタル田園都市国家構想に
関してであります。昭和54年に、当時の総理
大臣でありました大平正芳氏が主宰していた政
策研究グループが、田園都市国家構想をまと
め、公表いたしております。その理念でありま
すが、明治以来の人口の過度の集中を是正し、
バランスの取れた多極分散型へ移行すること
で、田園に都市の活力を、都市に田園のゆとり
をもたらし、両者の活発で安定した交流を促す
とされております。

そしてまた、本格的な人口減少が進む中、平
成26年11月には、第2次安倍内閣により、まち
・ひと・しごと創生法が制定され、それに基づ
く地方創生のための総合戦略が策定されてお
ります。

このように人口減少の取組が国家的課題とし
て位置づけられてから、既に半世紀を迎えよう
としております。しかしながら、過度な人口集
中を抑え、地域の持続可能性を高めることで、
国家の活力を維持していこうとする理念は、今
もってなお功をなし得ていないのであります。

そのような中で、今回、岸田内閣が掲げたの
がデジタル田園都市国家構想であります。今
回の構想では、デジタル社会を強く進めていく
ことで、その効果を地域にもたらすとしてお
ります。デジタル田園都市国家構想の推進が図
られることにより、本県で期待される成果や課題

について、知事はどのようにお考えかお伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） デジタル田園都市国家構想は、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させることで、東京圏への一極集中を是正し、国全体の成長につなげるものであります。

人口減少が進む中で、本県におきましても様々な問題が顕在化しておりますが、この構想の推進により、産業の労働力不足への対応や生産性の向上、医療や地域交通の維持など、社会課題の解決に向けた取組が進むとともに、新たな学びの環境づくり、リモートワークによる移住の促進などの成果も期待できると考えております。

一方で、デジタル化の推進には、人材の育成・確保、技術の実装など多くの課題があり、成果を県全体に波及させるためには、県が先頭に立って、市町村や各産業を支援していくことが重要であると考えております。

このため県では、各市町村の実情に応じたきめ細かな支援や、人材の育成・確保、事業者への啓発や実装支援等を行っており、引き続きこれらの取組の充実強化を図りながら、この構想が目指すデジタル社会の実現につなげてまいります。

○坂口博美議員 地方においては、人口減少や過疎化、高齢化、さらには地域コミュニティの衰退など、その進行には著しいものがあり、地域によっては、その存続すら危ぶまれる状況にあります。私は、国によるデジタル化の推進に当たっては、このような地方にこそ優先的に、優遇的に実施されるべきであると考えます。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、国の

これまでの施策展開にかかわらず、東京圏への一極集中が進み、地方は人口減少により極めて厳しい状況に置かれております。

一方で、コロナ禍の影響等で人々の意識や社会情勢が変化する中、デジタルの活用により新たな仕事や地域の魅力が創出され、また移住をはじめとする人の流れが生まれるなど、地方が活力を取り戻す動きも出ているところであります。

私は、この動きを強く大きくすることで地方が成長し、その成長が日本全体を底上げするものと認識しております。国がデジタル田園都市国家構想を実現する上で、デジタル化の推進は地方が優先されるべきものと考えております。このため、先月、国に対し、本県のデジタル化の推進に向けて、国の交付金の活用拡大や人材の育成・確保、また基盤となる光回線や5Gの整備について、直接要望を行ったところであります。

県としましては、デジタル化は地域の未来を左右するという認識の下で、引き続きデジタル社会の形成に向けて積極的に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 さきの質問ですけど、知事は、本県の課題として、人材不足あるいは財源不足を挙げられました。

人材については、国では、例えばデジタル活用が困難な人たちをサポートするデジタル推進委員を2027年度までに5万人確保するなど、年次計画的に様々な分野での人材確保を予定しております。

また、デジタル田園都市国家構想交付金については、令和4年度補正分と令和5年度当初分を合わせて1,800億円が計上されております。2027年度までの国のデジタル実装自治体、

目標1,500の中に全ての県内市町村が加われるように、これには全力を尽くしていただきたいと求めています。

さて、コロナ禍におけるデジタル化の進展は、テレワークなどの普及につながり、人や経済の分極化への傾向を呈するところとなりました。申すまでもなく、この状況は、これまで長年にわたり人口減少対策に取り組んできている本県にとっては、大きなチャンスだと言えます。本県の人口減少に関するこれまでの取組に対しての評価及び今後の方針について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私は就任当初から、本格的な人口減少時代の到来への対応が今後の県政運営の最重要課題となるとの認識の下、長期計画にこれを位置づけまして、子育て支援や若者の県内定着などの自然減・社会減対策に真正面から取り組んでまいりました。

この結果、高校生の県内就職率の改善や移住世帯の増加、さらには全国でも上位の出生率を維持するなど、一定の成果が現れているものの、これまでの多極分散や地方創生の流れの中にあっても、本県では、依然として出生数の低下や若年層の県外流出が続いております。

今後は、福祉の充実はもとより、教育や雇用、さらには女性活躍などの施策を総動員しながら、子供を生み育てやすい環境づくりをさらに強化し、出生数の回復と人口流出の抑制を図るとともに、御指摘のとおり、コロナ禍の中でテレワークの普及や地方回帰の動きを捉え、移住、U I J ターンの促進等にも一層力を入れることで、社会減ゼロを目指してまいります。

また、デジタル技術の活用も図りながら、人口減少下においても、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、引き続きしっかりと取り

組んでまいります。

○坂口博美議員 次に、子ども・子育て政策の強化について伺います。

岸田政権の最重要課題の一つであります、子ども・子育て政策を強力に推し進めるための司令塔として、こども家庭庁が発足しました。そしてまた、昨日には、いわゆる「次元の異なる少子化対策」の具体策が示されたところであります。

今後はこれに沿って様々な政策の拡充が図られることとなりますが、人口減少が急激に進む本県にとって、少子化対策は待ったなしの課題であります。本県の少子化の現状と国の少子化対策を踏まえ、今後、県として重要視すべき施策を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 令和4年の本県の合計特殊出生率は、1.63の全国2位と、全国上位を維持する一方で、出生数は7,136人、婚姻数は3,805件で、いずれも過去最少となるなど、少子化の厳しい現状に強い危機感を持っております。

国においては、次元の異なる少子化対策として、児童手当の拡充など様々な施策の検討が進められる中、本県においても、出産や子育て支援など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を強化するとともに、出会い・結婚を県民運動として応援する取組にも力を入れてまいります。

さらに、少子化に関する専門的な分析や検証などを行う研究会の設置等、少子化対策の再構築に向けた関連予算を今議会にお願いしており、国の動向も注視し、市町村とも連携しながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策の展開を図ってまいります。

○坂口博美議員 先ほど触れましたように、さ

きの知事選挙に際し、東国原氏はミニ新幹線整備の考え方を打ち出されました。これに関する議論はまた別の機会に譲ることとしまして、この場では、今待ったなしの地域交通問題について伺います。

地域交通に係る喫緊の課題は、何よりもまず、一日として欠かすことの許されない移動手段であるところのJRやバスの路線の維持であり、確保であります。

そのような中、県では、運行会社に対し、路線の維持・確保を繰り返し要請されるなど、周辺市町村と一体となつてのJRの利用促進策や、基金を設けてのバスネットワークの確立に取り組まれてきております。

人口減少や過疎化が進む中で利用増には極めて厳しいものがあるとは思いますが、日常生活にはこれを必要不可欠とされる方たちもまた存在されるわけでありまして。地域交通の路線の維持・確保に関する県の取組及び中長期的な方針について知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県におきましては、地域交通の路線の維持・確保を図るため、様々な利用促進策や要望活動に取り組むとともに、地域間幹線バスの見直しや地域公共交通計画の策定、路線バスのAIデマンド化などの取組を進めております。

また、JR日南線油津―志布志間につきましては、被災した際の復旧が難しい場合なども想定し、車両の運行と線路等の管理を事業者と自治体が分担をする上下分離方式や、線路を舗装し、バスを運行させるBRTなど、他県での取組事例を参考に、様々な選択肢を沿線自治体と研究しているところであります。

バスや鉄道といった地域交通は、道路などと同様に重要な社会基盤でありますことから、県

民生活に支障を及ぼすことのないよう、まずは需要回復や運転士の確保など、コロナ禍からの再生、活性化に全力で取り組んでまいります。

その上で、持続可能な地域交通の在り方について、長期的な視点に立って引き続き検討するとともに、その実現に向け、国に対して必要な財政支援を求めるなど、財源の確保にも積極的に取り組み、地域の移動手段を将来にわたってしっかりと確保してまいります。

○坂口博美議員 次に、水産関係について伺います。

4月に本県で開催されたG7農相会合において、自国の農業資源の持続可能な活用、技術革新による農業の持続可能性の向上などを取りまとめた共同声明が出されるとともに、宮崎アクションが採択されました。

大変厳しい中にある本県農畜水産業の成長産業化を促し、そして将来にわたって持続可能な産業としていくためにも、G7農相会合の成果を農政に、そして水産行政に生かさねばなりません。

その際、試験場が果たすべき役割には、とりわけ大きいものがあると考えます。まず、農政水産部が所管される試験場の研究方針や課題について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 将来にわたり持続可能な魅力ある農畜水産業の実現を図る上で、生産の基礎となる研究は極めて重要であると考えております。

このため農政水産部では、高度な革新的技術で生産現場の期待に応える研究開発を目指して、令和3年度に「農畜水産試験研究推進構想」を策定し、変革が進む時代に対応するための技術開発などに取り組んでいるところであります。

一方で、世界情勢の不安定化や環境問題、生

産者の減少などを背景に、試験研究ニーズはこれまで以上に高度化・多様化してきていることから、これらのニーズに的確に対応するため、研究員の資質向上や、老朽化している研究施設・設備等の計画的な更新などが課題となっております。

○坂口博美議員 各施設については、老朽化と言われましたけど、見てみると、どの施設もかなり老朽化が現実に進んでおります。そんな中で、特に私は水産関係の施設が非常に気になるわけですが、そんな中、青島の水産試験場において、去る3月30日に火災が発生しております。火災の原因や被害、その対応について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 今般の水産試験場の火災発生により、関係者の方々へ御心配をおかけしたことをおわびいたします。

火災の原因ですが、放火などの事件性はないという警察の判断や、施設内は火の気がないこと、また消防の調査で漏電の痕跡が確認されたことから、施設の老朽化によるものと考えております。

この火災により、研究用の魚を飼育する460平方メートルの施設が使用できない状況にあります。このため、この施設で行っていたアマダイ類の種苗生産技術開発などを継続する応急的な措置として、類似施設を有する水産振興協会へ飼育していた魚を移すなど、その影響を最小限にとどめる対策を取ったところであります。

○坂口博美議員 事件性はないということだったんですけど、3月30日ですよ。G7の直前というか20日ぐらい前で、僕はあのとき、誰も通らない、人もいないところでのあの日の火災でしょう。ひょっとしたら、これはG7の混乱狙いかなとも思ったんですけど、そうではな

かったということで、その点はほっとしました。

その同じ試験場についてですけれども、2月21日に、私は延岡市にある水産振興協会の種苗生産施設を視察いたしました。当施設でも想像以上に老朽化が進んでおまして、施設の心臓部とも言える取水施設については、いつ機能が停止するやもしれぬ状況だと判断をいたしました。

もしそのような事態ともなれば、最悪の場合、漁協や養殖業者などへの仔魚供給の契約不履行はもちろん、代替の利かない種魚の全失にまで及びます。これは言うまでもなく、決して起こしてはならない事態であります。

知事は、水産試験場及び水産振興協会については、自分の目でお確かめになっているのか。確かめておられるなら、それはいつ頃かをお尋ねし、あわせて、これらの施設の在り方についての御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 水産業を取り巻く状況は、海水温の上昇や資源の減少、担い手不足、さらには燃油や資材の高騰など様々な課題に直面し、厳しい状況にあるものと認識しております。このような中、水産試験場や水産振興協会につきましては、持続可能な水産業の構築や資源の維持・確保に大きな役割を担っていると認識しております。

私自身、昨年7月と8月にそれぞれの施設を視察し、水産業の成長に貢献する試験研究や種苗生産の取組を改めて確認するとともに、施設の老朽化がかなり進んでいる状況も把握しました。

こういう厳しい状況の中で、意欲と情熱を持って取り組んでもらっている現場のスタッフを後押しし、さらに水産業の未来を切り開いて

いくためにも、両施設の在り方について早急に検討するよう指示したところであります。今年度の当初予算におきまして、水産試験研究体制の機能強化に向けた調査・検討を行うこととしております。

その矢先の3月に火災が発生してしまいましたことから、私としましては、更新はもとより再整備を含め、スピード感を持ってしっかりと対応してまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。両施設を見られたのが昨年7月、8月となりますと、火災発生よりかなり前であり、老朽化が原因の出火ということですので、事はかなり深刻であります。とにかく早めに現場を一回自分の目で確かめていただきたい。再度、確かめていただきたいということを求めておきます。

先ほどは、壇上において、国土強靱化事業の重要性につき、将来への責務との観点から質問しましたが、ここで通常の公共事業に対する評価と期待について伺います。

バブル経済が崩壊した1990年代初頭からの10年間については、「失われた10年」との表現すらありますが、2000年代に入ってからもお我が国の経済成長は停滞が続き、今や「失われた30年」、このままの状況が続けば「失われた40年」に突入しつつあります。

一方、国の統計によると、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの社会資本整備への投資は増加傾向にありますが、日本はほぼ横ばいとなっており、それと比例するように、欧米諸国の国内総生産（GDP）及び1人当たりの国民所得は増加傾向にあるのに対し、日本は横ばいとなっております。

さて、現在、国では、防衛や子ども政策の強

化が議論されていますが、歳出を増やすことだけが先行し、財源が先送りされております。

それぞれ歳出改革や国債発行、社会保険料の上乗せ等による財源確保論が報道されてはおりますが、私は、今の政府の説明では、将来にわたっての財政見通しの安心感を国民に持たせるまでには至っておらず、国家を運営するに足り得るだけの責任を果たし切れていないとの不満と失望を感じております。

そして同時に、その財源確保の考え方として、社会資本整備とGDPや国民所得間の相関に大きく注目し、そこに税収増を見込むべきであると考えております。つまり、新税の導入や税率アップなどによることなく、欧米諸国と同様に公共投資を増やし、経済成長を実現させることで税収の自然増を図り、歳入を安定的に確保するという考え方であり、

そこでまず、日本及び主要国の政府による社会資本整備への投資、国内総生産、国民1人当たりの所得の状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 我が国と、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの主要4か国の状況につきまして、まず、国及び地方自治体による社会資本整備への投資は、内閣府等によりますと、平成12年から令和2年までの20年間、我が国がほぼ横ばいとなったのに対し、主要国ではおよそ1.5倍以上となっており、特にイギリスはおよそ3.7倍となっております。

国内総生産につきましては、我が国はほぼ同水準で推移したのに対し、主要国では1.5倍から2倍程度となっております。

また、1人当たりの国民所得につきましては、平成22年から令和2年までの10年間の比較になりますが、独立行政法人労働政策研究・研

修機構の資料によりますと、我が国はおよそ1.1倍、主要国では1.1倍から1.4倍程度となっております。

○坂口博美議員 この所得は、ドル換算なのか自国通貨なのかで、なかなか比較しづらいところもあるんですけど、大まかに投資があれば、それだけの見合うものがリターンしているということ、昔から、景気が悪くなると経済対策といって、補正、公共投資をやっていたんですけど、やっぱりそれは生きているというふうに思います。

そして、そもそも本県は社会資本の整備がほかの県に比べ大きく遅れていることから、通常の公共事業予算の確保もまた、国土強靱化事業と同様に県の重要課題であります。国土強靱化対策以外の公共事業予算についても、十分かつ継続的に確保することにより、県内総生産や県民所得を引き上げることが、宮崎再生に不可欠な県内経済の浮揚・活性化にもつながるのではないかと考える次第であります。知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 公共事業への投資につきましては、生産活動、雇用や消費といった直接的に経済活動が活発になる効果はもとより、東九州自動車道や都城志布志道路などの交通ネットワーク基盤や港湾の整備等によりまして、人的・物的交流の拡大が図られ、その結果、県内観光客数の増加や都城インター工業団地などにおける企業立地の促進、さらには細島港での林産品の取扱量の増加など、県内各地の様々な産業に波及していく経済効果も非常に大きいものがあると、私自身、実感しているところであります。

このため、公共事業に積極的に取り組むことは、コロナ禍や物価高騰、台風第14号災害から

の地域経済の回復・活性化に寄与し、ひいては県内総生産や県民所得を引き上げ、宮崎の希望ある未来を創造していくことにもつながるものと考えております。

私としましては、何としても県民の暮らしと経済を守り抜くという強い意志と覚悟の下、今後とも、さらなる社会資本の充実に向けて、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

○坂口博美議員 今回は宮崎の再生ということを軸に質問をいたしておりますが、そのほとんどが大きな予算を伴うものでありました。このほか、国民スポーツ大会に向け、大きな財政需要も控えております。しかしながら、県の将来のためには避けられない積極予算であります。積極的な投資を継続していく必要があると考えますが、将来的に財政の健全性に問題はないのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、本県の財政需要は、社会保障関係費など今後ますます増加するものと見込まれます。一方では、人口減少等、中長期の課題や経済対策などの当面の課題に的確に対応していかなくてはなりません。そのため、予算編成において、将来の社会保障関係費や公債費等の推移を適切に見込むことや、多額の財政負担を要する経費は計画的に予算計上することなどが求められているところであります。

今回の骨格・肉付け予算におきましても、有利な地方債や国庫補助金の活用などによる実質的な負担の軽減や、特定目的基金の活用による財政支出の平準化などに努めたところであります。その結果、6月補正後におきましても、財政関係の2基金につきましては、一定水準の残高を確保するとともに、県債残高も前年度末よ

り減少する見込みであります。

今後とも、財政の健全性を維持しつつ、本県の諸課題に適切に対応できるよう、積極的かつ確な財政運営を行ってまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

私は質問の冒頭に、大隈重信による統計院創設の際の建議書に、「政策のよしあしを判断するためには、国の現状を明らかにし、過去の施策の結果と比較する必要がある。そのためには統計データが必要である」と記されていることを紹介いたしました。

さて、今議会に新アクションプランが提案されておりますが、改定前のプランで目標としていた総人口の数値を達成できないことが事実となり、それに伴い、様々な計画等の見直しを余儀なくされております。そして、このような計画で設定した目標の下方修正はこれまでも幾度となくあり、例示するならば、合計特殊出生率もその一つであります。

平成27年の長期ビジョンにおいて、2030年に現人口を維持するのに必要な数値として2.07という率を示しておりますが、同年のアクションプランにおける4年後の目標数値は、当時の実績値も勘案して1.82、その後、令和元年には1.81、そして今回、令和5年には1.8台と、計画を改定するたびに修正してきております。

なぜそのようなことになるのか。私はその要因として、そのときそのときの状態が目標値に向かうべき計画線上をたどっているのか否かが、必要なタイミングで把握し切れていないところにあるのだと考えております。合理的な時点での動態をリアルタイムで把握し、もしその時点で目標を達成するに欠けているところがあるならば、それを補完する施策を講じ、確実に計画線上に乗せていくという作業が欠けていた

ことに起因していると考えております。

ところで今回、知事が約束された宮崎再生については、下方修正が決して許されない目標であります。しかも知事は、それに加えて、さらなる成長も掲げておられるのであります。

当然ながら知事には、今議会に提案されたアクションプランをはじめとする各種計画や肉付け予算に計上されている各事業、そして本日、私が質問した県政の課題への対応などについて、その現状や取組の成果等を適時的確な時期に統計データに基づくエビデンスとして示していられることが求められます。知事の御見解をお聞かせ願います。

○知事（河野俊嗣君） 統計に基づく政策決定は極めて重要だと考えております。この重要性にいち早く気づき、冒頭に御紹介のありましたように、初代の統計院長となり、近代日本が一気に発展する礎を築いた大隈公の炯眼には改めて敬服するところであります。

県政の課題が多様化・複雑化する中で、適切かつ効果的・効率的な施策を講じていくためには、データに基づき、ニーズや課題を的確に把握し、施策の根拠等を明確にしていくことが極めて重要であると考えております。

県では、アクションプラン等の各種計画や個別事業等の実施に当たりまして、政策評価や予算編成等を通じて定期的に現状把握・分析を行い、適宜公表しているところでありますが、議員御指摘のとおり、こうした実態把握は不断に行うべきものであり、期間途中にありまして、状況の変化を把握すれば速やかに施策の強化や修正を図り、目標の達成に万全を期すことが肝要であります。

今後とも、様々な統計データの収集・分析に努め、施策の検証や構築に生かし、その結果を

県民の皆様にもしっかりと説明しながら県政運営を図ってまいります。

○坂口博美議員 データに何か重きを置いていただきたいなど、ぜひお願いしたいと思えます。そのデータの重要性というのを大きく認識いただいて、それが必要なときにそれをしっかり把握する、これに努めていただきたいと思えます。そして、これに基づいて、県民のために必要だと判断するものがあれば、ぜひとも強力な力を発揮されて事をなしてほしい、そう思います。

そしてまた、先ほどの大隈ですが、次のような言葉も残しております。「学問は脳、仕事は腕、身を動かすは足である。しかし、いやしくも大成を期せんには、先ずこれらすべてを統ぶる意志の大なる力がある、これは勇気である」、こう言っています。その力の源というのは勇気なんだということを言っています。ここ一番のときには、ぜひとも本当の意味での勇気を出してくださることを期待します。

官僚と言われるようなこと、抜け切っていないということをよく聞くんですけども、そうじゃない、河野は政治家だと、思い切って一歩足を踏み出していきたい。その勇気を持って県民・県政をリードしていただきたい。そのことをお願い申し上げ、質問を終わります。

(拍手)

○濱砂 守議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。このたびの県議選挙で再び県民の皆様への負託をいただきました。県民の代弁者として期待に応えられるよう力を尽くしてまいります。

また、知事をはじめ県当局の皆様におかれては、地方自治体としての責務を果たす立場で対

応、御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

5月19日から21日まで、被爆地広島で先進国首脳会議G7広島サミットが開催されました。被爆者と国民から、核兵器の禁止・廃絶を最大の焦点として期待が寄せられました。しかし、その期待は見事に裏切られました。

G7広島サミットが発表した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」について、知事はどのように受け止められたのか、広島御出身の河野知事ですから、より期待をされたのではないかと思います。その受け止めをお聞かせください。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」は、「核兵器のない世界」を究極の目標と位置づけ、核不拡散体制の維持、強化を通じて、世界の核兵器数の減少を継続していくことを柱としたものとなっております。

私としましては、G7首脳全員が広島を訪れ、原爆資料館への訪問や被爆者との面会などで被爆の実相に直接触れた上で、「核兵器のない世界」の実現に向けた責任を再確認したこと、G7として初めて核軍縮に焦点を当てた独立した文書が発出されたことに、歴史的な意義があったものと評価しているところであります。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核軍縮の進展に向けて国際社会をリードしていく責任

があります。今回の成果を踏まえ、国において、現実的かつ実践的な取組が力強く進められることを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 この「核軍縮に関するG7広島ビジョン」は、ロシアによるウクライナ侵略に関して、核兵器のいかなる使用も許されないと厳しく批判しておりますが、当然のことです。

問題は、G7参加国の核兵器について、「核兵器が存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、戦争と威圧を防止する」と述べて、核抑止力論を公然と宣言していることです。そして、いざというときには核兵器を使用し、広島、長崎のような非人道的惨禍を引き起こすことをためらわないという姿勢です。

さらに、「核兵器のない世界」の実現を究極の目標に位置づけ、核兵器廃絶を永久に先送りしていることです。こうした立場を被爆地から発信したことは、被爆者と被爆地を愚弄するものと言わなければなりません。

日本被団協の皆さんは、「希望を完全に打ち砕かれた。核抑止論に立った議論で、戦争をおおするような会議になった」と訴えられました。しかも、広島ビジョンは、核兵器そのものが非人道的な兵器であるという批判や告発は一言もありませんし、NPT（核不拡散条約）に基づく「自国核兵器の完全廃絶への明確な約束」など核兵器保有国の核廃絶への義務を果たすことについても全く触れられておりません。

また、核兵器禁止条約についても、国連で90を超える国が署名し、国際条約として発効しているにもかかわらず言及しないなど、被爆地から核兵器に固執する宣言を行ったことは、私は

恥ずべきことだと思います。

何ゆえに主要7か国首脳会議を被爆地広島で開催したのか、その意味も、そして政府の責任も大きく問われるものだと思います。広島ビジョンは米国を中心とした核保有国の意向に沿ってつくられたのではないかと思われても仕方がないような内容だと思います。

被爆者をはじめ市民社会、多くの世界各国の政府が求めているのは、核兵器の禁止・廃絶です。日本政府には、今こそ核抑止力論と決別して、核兵器禁止条約に参加・批准することを強く求めたいというふうに思います。

次に、今の終盤国会、次々と重要法案が、十分な議論も行われないうまま、強行採決がなされております。その中で、5月31日、賛成多数で可決・成立した原発推進等5法案ですが、原則40年としてきた原発稼働を60年を超す運転も可能にするというこの原発推進法について、知事の御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 今回の法改正は、不安定な国際情勢を背景としました電力需給逼迫への対応に加えまして、脱炭素社会の実現が急がれる中で、電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーの最大限の導入と、原子力規制委員会等によります安全性の確保を大前提として原子力の活用を図るという政府方針の下に行われたものと受け止めております。

特に安全性の確保に関しては、今回、運転開始から30年を超える高経年化した原子炉に、10年以内ごとの原子力規制委員会による審査・認可を義務づける改正も行われているところであります。

原発の稼働につきましては、最新の科学的・技術的知見に基づいた安全性の確保を大前提として、国が責任を持って判断すべき事項であり

ますので、県としましては、規制基準やエネルギー政策の在り方を含めて、地方自治体や国民に十分かつ丁寧に説明するよう、全国知事会を通じて要望しているところであります。

○前屋敷恵美議員 この原発推進法は、12年前の福島第一原発事故の教訓に反して、法律までつくって日本を危険な原発依存社会へと引き戻す、まさに原発回帰そのものです。

政府は、今知事も言われましたけれども、「安定供給と脱炭素化」を口実にして、原発を活用することを「国の責務」と、原子力基本法に位置づけました。国民の立場からは到底受け入れられないものです。安全な原発などあり得ないからです。しかも、新たな原発建設まで進めるとしてはいますが、なぜそこまでして原発にしがみつくなのか。原発業界の要求を丸のみにした原発業界支援策まで盛り込まれているから問題だというふうに思います。

福島原発事故はいまだに収束・解決にはほど遠く、多くの方がふるさとに戻ることもできず、家族の人生そのものを狂わせました。増え続ける汚染水も大問題です。

ドイツは、福島原発事故を契機に、国策として原発からの撤退を決断して、全ての稼働をストップさせました。日本こそ、この立場に立たなくてはならないのではないのでしょうか。

稼働し続ければ、使用済み核燃料からできるウランやプルトニウムの高レベル放射性廃棄物は、10万年の隔離が必要ともされています。その最終処分場についても、全国での受入先を探している状況です。県内にもその受入れに関心を示す自治体もあるやに聞いておりますが、住民の不安は尽きません。

安定供給と脱炭素化は、省エネルギーの徹底、そして再生可能エネルギーの本格的普及こ

そ必要だというふうに思います。原発依存は、省エネ・再エネを進める上での妨げでしかないと思います。福島原発事故を経験した日本でこそ、原発ゼロの決断が今こそ必要だ、このように思うところです。

もう一点、伺います。現在、参議院で審議中の軍拡財源法案です。今年度から5年間の軍事費を国内総生産（GDP）比2%に引き上げ、43兆円もの巨額をつぎ込むための法律をつくって、それを担保しようというのが軍拡財源法案です。この軍拡財源法案について、知事の御所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案、いわゆる防衛財源確保法案は、防衛費増額の財源を防衛力強化資金の設置による税外収入や決算剰余金で賄うといった内容で、今国会において審議がなされているものと承知しております。

これは、中国の軍備拡大や北朝鮮による核ミサイル開発、ロシアのウクライナ侵攻など、戦後最も厳しく複雑な我が国の安全保障環境を背景に、防衛力の抜本的強化を図るために進められているものと理解しております。

外交・防衛に関することは、国の責任において進められるものでありますが、国の根幹や、将来、国民の暮らしや生活に関わる重要な問題でありますので、国において国民に分かりやすく丁寧に説明し、理解を得ていく必要があるものと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、そもそも軍拡財源法案は、憲法違反のそしりを免れないというふうに思います。そして、その財源を、今知事も御説明されましたけれども、税外収入による防衛力強化資金の創設、決算剰余金の活用、増税の

税制措置、そして歳出改革で賄うとしております。

中心は防衛力強化資金です。税外収入は、国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立金の一部を財源に充てる計画です。医療施設の改善や医療従事者の待遇改善にこそ使うべきものを軍事費へ流用するなどは、本末転倒だと思います。東日本大震災の復興特別所得税まで軍事費への転用を行うとしています。

さらに、軍拡財源のための国債発行はしないとしながら、活用する決算剰余金の原資は赤字国債です。しかも、戦後初めて軍事費への建設国債発行にも踏み切るとしております。

軍事費を特別扱いにして、無期限で予算をプールし活用する防衛力強化資金は、戦前、侵略戦争のために国民を犠牲にした臨時軍事費特別会計をほうふつさせるものです。

今、政府がやるべきは、戦争準備の軍事費拡大ではなく、憲法9条を生かし、地域の全ての国を包摂する平和の枠組みを発展させる外交努力を尽くすことだと思います。この立場が必要であることを申し上げておきたいと思います。

次に移ります。健康保険証の廃止問題について伺います。

政府は、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに置き換えるなどを定めた、改定マイナンバー法を成立させました。

マイナンバーカードをめぐるのは、個人情報流出につながるトラブルが相次いでいます。マイナンバーにひもづけられた公金受取口座に他人の口座が登録されていた問題、マイナポイントの別人付与、コンビニでの住民票の写し交付に別人の証明書が発行されるなど、中でも、マイナカードに別人の医療情報がひもづけられた事例は、既に分かっているだけでも7,300件を超

して、また新たにも分かったことが昨日も報道されておりました。こうしたことが明らかになっておりますが、これは、私は氷山の一角ではないかというふうにも思います。

こうしたマイナンバーカードをめぐるトラブルについて、宮崎県内の状況はどうかお伺いしたいと思います。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードにつきましては、今年の3月下旬以降、コンビニ交付サービスにおける別人の証明書発行などのトラブルが相次いで報道されております。

県内におきまして、現時点で、市町村へ確認したところ、マイナポイント申請の際、別人の決済サービスにひもづけられたトラブルが、宮崎市と美郷町でそれぞれ1件発生していることを確認しておりますが、いずれも既にポイントの付与が修正され、解決したと聞いております。

○前屋敷恵美議員 今、次々に起きております一連の問題は、私は、単なる不具合とかミス、ヒューマンエラーなどで片づけられないレベルの問題だと思います。マイナンバーカードを普及させたいがために見切り発車して、暴走してきたツケが今現れているのではないかというふうに思います。

マイナカードに別人の医療情報がひもづけられることで起こり得る問題をどのように考えておられるか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） マイナンバーカードと保険証のひもづけについては、誤登録により、薬剤情報等の他人に知られたくない個人情報漏えいする問題が発生しており、この

ような事案が重なりますと、制度全体への信頼を損ないかねないと懸念しているところです。

国も各保険者に、一斉点検とひもづけ時のより厳密な確認を要請したところではありますが、これらの対策を着実に実施し、こうした事態を発生させないような仕組みを確立することが必要であると考えております。

県としましても、関係機関が一体となったチェック体制や、誤った情報がひもづけされないように担保する制度の構築を、全国知事会を通じて、国に対して要望しているところであります。

○前屋敷恵美議員 信頼性が失墜するだけではなくて、さらに重要な問題は、別人の医療情報がひもづけられたカード、保険証ですね。これで保険診療を行って、治療や投薬を誤ったりすれば、命にも関わる取り返しのつかない事故につながりかねないということです。今必要なのは、マイナ保険証の運用を一旦止めて、問題点の解明を優先すべきだと思います。

政府は、健康保険証とマイナンバーの一体化で、2024年、来年秋には紙の保険証の廃止を予定どおり実行すると、昨日も強気に語っておられました。これは事実上、マイナンバーカード取得を強制することになります。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意のはずですが、福祉保健部長の御認識はいかがでしょうか。

○福祉保健部長（川北正文君） マイナンバーカードの発行については、法律上、申請に基づいて行うとされており、カードの取得は任意であると認識しております。

医療情報を有効に活用して、よりよい医療の提供を目指すため、今回のマイナンバー法等の一部改正により、マイナンバーカードと保険証

を一体化することが決定されたところであります。

一方で、カードの取得は任意であることから、カードを持たない方に対しては、本人の請求等により、各医療保険の保険者が資格確認書を交付することになっております。

○前屋敷恵美議員 医療機関へは、マイナ保険証によるオンライン資格確認システム整備というものが今年4月から義務づけられております。それに対して、全国保険医団体連合会など医療機関からは、工事費用やランニングコストがかかること、マイナンバーカードでエラーや無効と表示されると本人確認のしようがなく、窓口で10割負担を求めることになるなど、様々な負担が大きいとの意見が出されている、このように伺っております。

県は、このシステムの導入状況、そしてトラブルの発生など、こうした状況を把握しておられるでしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川北正文君） オンライン資格確認システムにつきまして、県内の医療機関等における導入率は、令和5年6月4日時点で88.1%であります。導入に伴うトラブルにつきましては、全国的には、医療機関の窓口で、患者の資格情報が確認できず、患者が一旦全額を立て替えた事例があることを報道等で承知しておりますが、県内における具体的な事例については把握をしておりません。

○前屋敷恵美議員 ぜひ県内における状況もつかんでいただきたい、このように思います。

また、改定マイナンバー法には、デジタル化推進を名目にして、戸籍への氏名の振り仮名を追加する戸籍法の改定も盛り込まれております。全国民の戸籍に氏名の振り仮名をつけると

いう膨大な作業が自治体に押しつけられるとともに、誤入力などのミスは避けられず、さらなるトラブルにもなりかねないと思います。

また、氏名の振り仮名は一般的に認められるものでなければならないとしており、これから生まれてくる子供の名前を、行政が一般的な読み方であるかどうか審査することになります。氏名は個人の人格を象徴するもので、行政による審査は命名権の侵害にも当たりかねません。こうした問題について県はどのように考えておられるのか、総務部長、お願いします。

○総務部長(渡辺善敬君) 国のデジタル社会実現に向けた重点計画を踏まえまして、個人氏名の読み仮名表記を戸籍記載事項とする改正戸籍法が本年6月2日に成立し、令和7年度中に施行される見込みとなっております。

今後、市町村において、既に戸籍のある方からも一定期間内に読み仮名の申出を受け、記載していく事務作業が想定されますが、その具体的な運用方法については、現在、国において検討が進められております。

このため県においては、国の動向を注視し、情報の収集や市町村への共有を図るとともに、過度な事務負担の発生や誤記載などにより混乱が生じることがないように、全国知事会などを通じて国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 直接県が事務処理をすることにはならないと思うんですけども、しかし、全ての市町村でこのことが行われることに今なろうとしておりますので、ぜひしっかりと把握もしていただきたいと思います、このように思います。

いずれにしても、改定マイナンバー法は様々な問題を抱えております。先ほどお話ししたしましたが、健康上の情報に他人の情報がひ

もつけられた場合にどんなことになるのか、考えただけでも私は空恐ろしくなるわけです。

とりわけ今、来年秋に予定されている紙の保険証の廃止は見直すことが求められている、このように思います。県民にも様々な面で不便、そしてまた、今言った危険性をもたらす健康保険証の廃止は、中止するように国に要望すべきと思いますが、知事の答弁を求めたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) マイナンバーカードの保険証利用、いわゆるマイナ保険証につきましては、正確なデータに基づいた、よりよい医療の提供につながるとともに、就職や退職に伴う保険証の切り替えが不要になるなど、多くのメリットがあります。

県としましては、マイナ保険証の円滑な普及を進めるとともに、マイナ保険証を持たない方にも、資格確認書が漏れなく交付され、従来どおり必要な医療を受けていただくことが重要だと考えております。

資格確認書の交付につきましては、対象となる方に確実に交付されるよう、国や県内の医療保険の保険者と十分に連携を図りながら、しっかり取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 政府はメリットしかほとんど報道されませんが、既に様々なデメリットが現れてきているところです。そして命にも関わるような事態になる。ですから、紙の保険証も併せて存続していく、こういうことも考えていく必要があるかと思っておりますので、県民の最大の利益につながるように、県もしっかり対処していただきたい、このように思うところです。

では、次に移ります。子供の健やかな成長のために、まず、学校給食費の無償化について伺

います。

昨年の質問に続いて取り上げさせていただきます。教育費の軽減は、子育て世帯の強い要求です。月々4,000円、5,000円の給食費負担は軽いものではなく、食材の高騰により給食費値上げが問題にもなるから、なおさらのことだと思います。子供さんの多い御家庭の負担は本当に大変です。

県内では、住民の期待に応じて、市町村独自の財源で給食費補助を行い、実質無償化となる全額補助の自治体もございます。また、政府が臨時交付金の活用での負担軽減を促したことが、ほとんどの自治体で軽減や無償化の支えともなりました。しかし、新年度予算でそれが組み入れず、負担軽減は一時的なものに終わった自治体もあり、子供さんを抱える御家庭のがっかり感は否めません。

教育長は前回の御答弁で、「学校給食法で、給食費は保護者負担が基本」とされました。確かに、給食費に係る経費は、施設や整備費などは設置者（自治体）、そして食材等は保護者が負担することになっています。

しかし、この間の国会論戦の中で、この法律上の負担区分は、給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないこと、そしてまた、この一部補助についても、全額補助を否定はされておらず、自治体の判断で無償化を行うことは、学校給食法上、何の問題もないことが明らかになりました。

現在、各自治体は、助成への努力を強めております。本来、義務教育無償の原則からいっても、学校給食は直ちに無償でなければなりません。しかし、今できることは、県と自治体で無償化を目指すこと、そして国の制度としての給食無償化を求めていくことです。県の支援が求

められるというふうに思いますが、教育長の御所見を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 市町村立の小中学校における給食費の無償化につきましては、学校給食の実施主体であります市町村において、学校や地域の実情を踏まえた上で検討がなされていると認識しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも市町村担当者会を開催し、国の臨時交付金に関する給食費補助の情報提供や、各市町村の取組について情報交換を行い、保護者の負担軽減が効果的に行われるよう支援させていただいております。

給食費につきましては、学校給食法の下、保護者が負担することが基本となっておりますが、現在、国では、学校給食費の無償化の実態調査と課題の整理が進められておりますので、今後とも国等の動向を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 県内で給食費の滞納があるとする自治体は、アンケートに回答いたしました自治体の5割に及んでおります。文科省がまとめた「無償化等の実施状況」によりますと、無償化による成果として、児童生徒の、給食費が未納・滞納であることに対する心理的負担の解消を挙げています。

未納・滞納に子供の責任はないと思います。子供たちが心の負担をなくし、楽しく学校に通える、こんなにうれしいことはありません。ぜひ、子供たちの健やかな成長のためには、国や自治体、社会が責任を持つ、この責務を全うしようではありませんか。

県もその役割をぜひ担っていただきたい。当面は自治体と県とで無償化に向けて努力をしていただきたい。再度、教育長の見解をお願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校給食費の無償化などの、社会全体で子育てを支援していくという大きな課題につきましては、県教育委員会といたしましても、大変大事なことであると考えております。今後、国での検討、国への働きかけ等、国の動向を注視しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 子供たちのための積極的な役割を果たしていただきたいと思っております。

では続いて、学校図書館・図書室の環境整備について伺います。

県内各学校、小・中・高、県立学校における図書館・図書室の状況を、司書の配置状況も併せてお聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 司書教諭につきましては、12学級以上の県内の全ての公立学校に配置されております。

また、学校司書の配置の割合につきましては、令和2年度と令和4年度の調査結果を比較しますと、小学校は57.6%から69.1%に、中学校は38.1%から64.6%に増加し、令和5年度につきましては、暫定値ではありますが、8割近くの学校で、各市町村や学校の状況に応じた配置がなされております。

高等学校等の学校司書につきましては、12学級以上の学校に、学校事務職員を図書館担当として国の定数で配置してありまして、11学級以下の学校につきましては、会計年度任用職員を配置しております。また、学校の状況に応じた追加の配置もしております。

○前屋敷恵美議員 学校図書館・図書室は、とりわけ児童生徒にとって一番身近な図書館の存在です。そして、そこに配置される学校司書は、専門職としての重要な役割を担います。全

ての学校に司書の配置が必要と思っておりますが、教育長の答弁を求めたいと思っております。

○教育長（黒木淳一郎君） 読書は、子供たちが感性を磨いたり表現力を高めたりするなど、人生を豊かに生きていく上で、大変意義のある、欠くことのできないものであります。そのため、子供たちが読書に親しむ環境を整備する学校司書の果たす役割は大変大きいと考えております。

そこで、県教育委員会では、平成28年度より読書活動推進事業に取り組み、小中学校における学校司書の配置を促進してまいりました。

今後、市町村における学校司書の活用状況を把握するとともに、貸出し冊数の増加など、配置の効果等を周知し、引き続き、市町村における学校司書の配置拡充に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 学校司書は、子供たちの興味・関心に即した図書をそろえ、読書活動の支援や教員と連携するなど、専門職としての役割を担っております。司書の資格を持つ教員、いわゆる司書教諭という方もおられますが、それは、日常の教育や授業、学習の場で生かされるもので、専門司書の役割は担えないというふうに思います。

読書県宮崎を目指すのであればなおさらのこと、全ての学校で司書配置が進むよう、県教育委員会がその役割を発揮して、市町村に対する正規職員の配置支援と併せて、国も専任の司書配置に責任を持って措置することが必要だと思いますが、県としての考えを、教育長、お願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校司書の配置の拡充につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、私も大変重要なことだと思っております。

す。

学校司書の配置の根拠につきましては、学校図書館法において、努力義務として法的にも位置づけられておりますし、配置に係る予算につきましても、国の学校図書館図書整備等5か年計画において、地方財政措置として各自治体に配分されております。

今後とも、安定した配置がなされるよう、国への財政措置の継続を求めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、子供たちの健やかな成長のためには欠かせないものですので、御努力をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。子供の医療費の無料化充実について、この課題も度々取り上げてまいりました。知事も毎回「それは国のやるべき仕事」と御答弁されておりますが、私もそのとおりだと思います。

しかし、全国もそうですが、県内自治体は総じて中学校まで医療費無料化を行っています。それだけ住民要求は強く、各自治体はそれに応えているわけです。

現在、県の助成は就学前までで止まっておりますが、県の助成を増やすことが各自治体の充実につながってまいります。

そこで、県の助成の対象を小学校まで、また中学校までと増やすと、どの程度の予算が必要になるのか、試算をお聞かせいただきたいと思っております。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 令和2年度の0歳から14歳までの人口1人当たり国民医療費を基に、乳幼児医療費助成と同様に県の負担を2分の1として試算しますと、小学校卒業まで拡充した場合に約12.6億円、中学校卒業まで拡充した場合はさらに約6.3億円、負担が増えるこ

とになります。

なお、一般的に年齢が上がるにつれて受診の機会は少なくなることから、実際にはこの試算額を下回ることが想定されます。

○前屋敷恵美議員 確かに一定の予算を必要といたします。しかし、子育て支援で、将来の子供たちへの投資と考える。これを全庁の共通の認識にして、県の予算全体から見た予算の位置づけをすることが大事だと思います。こうして1歳でも2歳でも段階的に助成を増やしていく、このことが重要、必要ではないでしょうか。

例を挙げますが、群馬県は、18歳までの医療費無料化を10月から実施する方針を決めて、自己負担なし、所得制限なしの予算化が図られたと報道されております。ちなみに群馬県は、既に平成21年から中学校卒業までの無料化実施を行っている県でございます。

全国では、国の制度としての要求もしつつ、県の責任も全うしようと努力をされております。宮崎県もこうした各県の努力に倣おうではありませんか。何より安心できる子育てのために、ぜひ実現を図っていききたい。改めて知事の御見解を伺いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 子供の医療費に対する助成は、その健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る上で、大変重要な子育て支援策と認識しております。

このため県では、市町村と連携して取り組んできたところでありますが、本来この制度は、国の責任において全国一律に行われるべきものと考えております。全国知事会を通じて要望を行っておりますほか、本県単独でも「みやぎの提案・要望」の中で強く要望を続けているところであります。

このような中、国においては、次元の異なる少子化対策の中で、子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置について廃止が検討されておりました、全国知事会等を通じて要望を続けた結果と受け止めているところでもあります。

全国一律の医療費助成の創設につきましても、引き続き、あらゆる機会を通じて、国への働きかけを行ってまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ併せて県の努力も行っていただきたい、このように思います。

次に、放課後児童クラブの充実について伺います。

4年生の児童のお母さんから、放課後児童クラブに申し込んだけれども、定数がいっぱい受け入れてもらえなかったというお話を伺いました。全ての地域や学校で起きている状況ではないと思いますが、現在の放課後児童クラブの状況はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 放課後児童クラブは、直近の調査結果である令和4年5月1日時点において、県内22市町村で実施されており、設置箇所数は285か所で、年々増加しております。

なお、共働き家庭の増加などにより、利用希望者も増加傾向にありますことから、待機児童数は都市部を中心に依然として多い状況となっております。令和4年5月1日時点で199人となっております。

○前屋敷恵美議員 仕事を持つ親にとっては、放課後の子供のことは本当に心配なことです。放課後児童クラブを必要とする子供の受入れについて、どう改善を図るのか伺いたいと思いま

す。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（川北正文君） 児童が放課後を安心・安全に過ごせる居場所の確保は大変重要であると考えております。このため県では、事業の実施主体となる市町村に対して、施設整備や運営に係る経費を支援するとともに、必要となる人材を確保・育成するため、放課後児童支援員の資格取得や資質向上のための研修を実施しているところであります。

今後とも、増加する利用ニーズに対応できるよう市町村と連携し、待機児童解消に向けて放課後児童クラブの設置を進めてまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ充実・整備を図っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。今議会の補正予算で、技能検定実技試験受検手数料助成事業に914万5,000円が計上されました。1年前に補助を打ち切った受検手数料の助成を、今回、補正予算で事業計上した経緯をお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 技能検定は国家検定であり、国において受検手数料の減免制度が講じられておりますが、雇用保険財政の悪化を背景に、令和4年度に減免対象が縮小されました。

県といたしましては、関係団体等の意見を踏まえ、ものづくり分野の人材確保、技能継承への影響が懸念されるとして、あらゆる機会を捉えて、減免措置の見直しを国に対して強く要望してきたところでございます。

こうした中、今年1月、4年度全体の実績の詳細が判明し、高校生の受検者数が約6割も減少するなど、看過できない状況が確認されましたが、国の対応は依然見通せない状況でありま

す。

このため、若者の技能離れを防ぎ、技能者の裾野を広げるため、速やかな対策が必要と考え、今回、減免対象を見直し前の水準に戻す県単事業の創設をお願いいたしました。

○前屋敷恵美議員 この事業は令和7年までの3年間となっておりますが、その後はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） ものづくり分野を担う若年技能者の確保・育成や熟練技能の継承は、全国共通の課題であり、国の減免対象を見直し前の水準に戻すよう、今後とも粘り強く国に要望してまいります。

その上で、本事業については、今後の国の動向に応じ、必要な対応を検討することになると考えております。

○前屋敷恵美議員 1年前に国が減免措置の対象を縮小して助成を打ち切ったときに、県は、国の方針変更だから、他県も国の方針どおり縮減を行う県が多いなどの理由で、受検者負担をそのまま受け入れました。

とりわけ高校生など受検料が4倍にも引き上げられた結果、今お答えがありました。昨年度の受検者数は、コロナ前の令和元年度との比較で、6割を超す生徒が受検を断念するという結果となりました。

我が党は、若い世代のものづくりにかける夢や意欲を摘んでしまうことは許されないと、受検料の引上げに反対して、県の努力が必要だと求めました。

今回の補正予算で、元に戻す手だてが取られたことは評価いたします。しかし、この1年間で受検を諦めざるを得なかった人たちのことを思うと、本当に胸が痛みます。今年の前期試験

にも間に合いませんでした。

なぜ影響を受ける若い世代への配慮、寄り添うことができなかつたのか、県の判断が適切ではなかつたと私は思います。現に九州では、大分や佐賀、長崎などは、独自支援を決断いたしました。宮崎も県として負担軽減のための対応を行うべきだったと思います。

国が減免措置を元に戻さない限りは、県が制度化を図って、ものづくりを支える人材支援をすることが必要と思います。知事の答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 全国的に熟練技能者の減少や若者の技能離れが進んでいる中で、技能検定は、ものづくり分野を担う人材の確保と技能の継承など、大変重要な役割を果たしているものと考えております。

県の助成事業の創設の経緯につきましては、先ほど部長が答弁したとおりであります。全国一律の減免制度を実施する国への要望を最優先としながらも、4年度の実績等の分析を踏まえ、速やかに県独自の負担軽減策が必要と判断したところであります。

この件につきましては、昨年度、県議会からも国への意見書を提出していただいております。県といたしましても、減免措置の見直しが図られるよう、粘り強く国に要望してまいります。

○前屋敷恵美議員 あわせて、国への要求はもちろんですけれども、その間は県がしっかりと負担するなどして対策が必要かと思えます。よろしくお願いします。

今後ともこうした判断が求められることが随所で多々あるというふうにも思います。常に当事者、県民の立場に立った県の判断がしっかりとされることを求めるものでございます。

次に移ります。パートナーシップ宣誓制度導

入について、改めて伺いたいと思います。

「同性婚認めずは憲法違反」と判断した名古屋地裁に続いて、福岡地裁も「同性カップルが婚姻制度による利益を享受できず、法的に家族と承認されない不利益を被っている」「同性婚認めぬ法は違憲状態」との判断を示しました。違憲判断が司法の流れと今なっています。

全国の自治体でも、性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が承認するパートナーシップ制度が、5月現在で12都府県、18政令市を含む325自治体で導入され、人口の7割を超す地域に広がっております。

宮崎県内では、前回質問したときより1自治体増えて、10の自治体でパートナーシップ制度が導入され、県の総人口の7割を超えて、大勢になりつつあります。

私はこれまで、性の多様性を理解するための県独自のハンドブックの作成・活用を提案してまいりました。他県では随分前から進められていたものです。県は今年3月に作成したとして見せていただきました。5,000部作成とお聞きしておりますが、どのように活用していくのかお聞かせいただきたいと思います。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 「性の多様性の理解にむけたハンドブック」につきましては、5,000部を作成し、市町村、企業・団体、学校等に送付したほか、県立図書館や県の総合庁舎の窓口などで、一般の県民向けに配布しております。また、県の人権ホームページやインスタグラムでも、その内容を広く紹介しております。

今後は、各種研修会やパネル展などのイベントにおきましても、啓発資料として大いに活用したいと考えております。

このハンドブックにより、県民一人一人が多様な性についての理解を深め、性的マイノリティーの方々の悩みに寄り添い、応援するきっかけにさせていただきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひその内容も、いろいろな方の御意見も取り入れながら、さらに充実を図って、活用を図っていただきたい、このように思います。

県では、昨年3月、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」が施行されましたが、どのように具体化し実践しているのか、また今後どのように進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。総合政策部長、お願いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していくことを目的に、令和4年3月、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定しております。

この条例では、人権施策を総合的に推進するため、人権意識の高揚や相談体制の整備、人権問題の分野ごとの施策に関する事等について、基本方針を定めることとしております。

県では、この基本方針を今年度中に策定し、性的マイノリティーを含む人権問題について、必要な啓発や教育等を着実に実施してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 知事はこれまで、「条例で性的マイノリティーの方々の人権問題を含め、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指すことを明記した」と、このように述べられております。この条例の趣旨・目的に照らしても、今や全国的な流れになっているパートナーシップ宣誓制度導入は、重要な役

割を果たすと思います。

知事は、このパートナーシップ宣誓制度をどのように受け止め、理解し、導入に向けてどのように考えておられるか伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーのカップルの生きづらさの解消等を図ることを目的としまして、宣誓を行ったことを自治体が証明することによりまして、地域において、婚姻に準じた行政や民間のサービス等を受けられることが期待されるというものであります。

この制度の導入につきましては、県民の皆様が性的マイノリティーの方々の悩みや困り事を知り、制度の必要性などを理解していただくこと、そしてサービスを提供する市町村の協力が不可欠であります。まずは、このような基盤づくりに取り組むことが大変重要であると考えております。

このため県といたしましては、引き続き、この制度を含めた性的マイノリティーに関する人権問題の県民への周知・啓発を行うとともに、当事者の方や市町村との意見交換を行ってまいります。

○前屋敷恵美議員 多様性を認め合う社会への認識が広がりつつある中で、やはり不理解や差別、それを阻もうとする人たちも確かにおります。だからこそ受け入れ難いと思っている方々も含めて、マイノリティーの方々の生きづらさを解消するための手だて、共に生きていく環境を不断の努力で実現することが必要なものであって、パートナーシップ宣誓制度導入は、その役割を果たすと私は思います。

確かに自治体との協力関係は必要です。しかし、ほかの自治体もそうですけれども、県がこの制度を導入して、マイノリティーの方々の相

談窓口も含めて、自分を表現できる、こういうものを率先して示していくことが、これからの広がりにつながると思います。ぜひ導入を図り、積極的に県の役割を担っていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたが、県庁外来駐車場の受付場所の整備についてですが、雨の日などはぬれながら手続きをしなくてはならない状態で、利用される県民の方から改善の要求もいただいております。状況を調査の上、ぜひ改善に向けた検討をしていただきたいのですが、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長（渡辺善敬君） 来庁者が外来者駐車場を利用する際は、庁舎管理上、必要でありますので、受付にて利用簿に所要事項の記入をお願いしております。

御指摘のありました点につきましては、県としても把握しているところであり、風雨が激しい日などは、警備員が来庁者から行き先を聞き取り、記入するなどの対応を行っております。

さらに、来庁者に御不便をおかけしないようにするための工夫を検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私も以前から気になっていたことではあったんですけども、そういうお声を直接いただきまして、やはり県民サービスとしても、しっかり改善、整備を図っていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。今朝、県北では大変な大雨が降りました。激しい雨音で目を覚ましたところであり、災害が起きるんじゃないかなと心配したところでもあります。

昨年、台風第14号で大きな被害を受けた諸塚村の村長から、退任の日にお手紙を頂きました。一部抜粋して御紹介をさせていただきます。

諸塚村では、平成17年の台風第14号以降、土地を最大6メートルかさ上げするなどの対策が行われてきましたが、昨年の台風でも耳川があふれ、再び中心部の商店街などを濁流が襲いました。

さらに商店街下流の店舗(居酒屋、ガソリンスタンド、自動車整備工場など)の事業者は対策対象区域外にありまして、平成17年の台風第14号に続いて壊滅的な被害を受けました。災害に屈することなく再開に取り組んでいるガソリンスタンドと自動車整備工場ではありますが、今後このような被災があった場合は、再開はあり得ないと断言しています。

なお、浸水被災者においても、今後このようなことがあれば住むのを断念するしかない悲痛な声を漏らしております。このことは村存続や創生に死活問題であると思います。現地を再確認及び被災者の声をしっかりと聞いていただき、防災対策を取っていただくようお願いいたします。

とありました。

デスクマットに挟んで、この手紙を読むたびに、防災対策の重要性を感じているところであり、大変気の引き締まる思いであります。

今年の台風などにおける災害を心配する中、気象庁は6月、エルニーニョ現象が発生したと見られると発表いたしました。西日本豪雨や台風で大きな被害が出た2018年とよく似た状況になると見られています。

異常気象が起こる可能性が高いと予測されていますが、不安を抱えたまま今夏を迎える方々がいます。耳川の諸塚村中心部における台風第14号浸水被害に対して、復旧・復興への知事の思いをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下の質問は質問席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。諸塚村中心部の復旧・復興についてであります。

この諸塚村中心部は、平成17年の台風第14号で壊滅的な被害を受けております。私も当時、防災担当の総務部長として、被災直後、坂副知事とともに現場を視察し、あの泥だらけの道路、まだ生々しい様子を現場で実際に拝見いたしました。

その後、堤防整備や宅地のかさ上げなどを行ってまいりましたが、昨年9月の台風では、平成17年に匹敵する豪雨となり、整備による一定の効果はあったものの、護岸に打ち上げられた河川の水が堤防の一部を超えたほか、ガソリンスタンドなどが再度、浸水被害を受け、大いに私も胸を痛めたところでもあります。

私自身、被災地に足を運ぶ中で、住民の方々が地域の将来のため、復興に向けて懸命に前へ進もうとされている姿を目の当たりにし、また

様々な御意見も伺い、先月は泊まりがけで諸塚に行きまわりました。様々な御意見もいただきました。「がんばろう諸塚！」というあのぼり旗、これも非常に印象的なものがあります。改めて、地域を守らなければならない、防災・減災対策に力を入れていかななくてはならない、その思いを強くしたところでもあります。

まずは、河川の水が超えた部分の堤防かさ上げや、浸水被害があった区間の河川掘削を急ぐとともに、引き続き、耳川流域における復旧・復興につつまして、国や市町村と連携し、地域の方々に寄り添いながら、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 昨年の台風災害を教訓に対策をお願いしたいと思います。また、対象にならない地域に当たっては、河川の掘削等を急いでいただきたいと思います。ガソリンスタンド等は屋根の近くまで水が上がり、今度は、その泥、土砂を出す作業に大変苦勞したような感じで、私もそれを見ていましたので、ぜひ掘削作業をお願いいたします。

美郷町和田地区においては、台風第14号の接近時に、西郷ダムにおいてダム通砂運用を実施しました。土砂が堆積し、その後、河川掘削が行われましたが、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業を積極的に活用し、自然災害から県民の生命と財産を守るために、防災・減災対策を講じるべきだと思います。美郷町和田地区における今後の河川掘削工事の予定について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 美郷町和田地区におきましては、これまでに河川の掘削を実施してまいりましたが、昨年の台風第14号に伴う豪雨により、耳川の水位が上昇し、家屋等の浸水被害が発生したところでもあります。

このため、直後に浸水状況調査や地区周辺の測量を行うとともに、台風で堆積した土砂の除去に着手し、本年5月までに約2万立方メートルの掘削を完了したところです。

今後も、本格的な台風シーズンを前に、地元の皆様のご意見を踏まえ、さらなる掘削工事を実施してまいります。

また、掘削工事に合わせて、抜本的な浸水対策についても、引き続き地元との意見交換を行い、国と協議しながら、しっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 3月の末に行われた和田地区の被災者の会に出席させていただきました。まだ方向性が決まっていないようでございます。また、県のほうからも浸水対策を推進してほしいと思っております。

諸塚村七ツ山の国道327号で、仮橋を架ける工事が完了し、交互通行ができるようになりました。県内初の権限代行により、県に代わり国が仮橋を架ける応急復旧工事を行いました。

地域の住民からは、道路が通れなかったため本当に苦勞したと、待ちに待った開通だと話しておりました。この開通により、諸塚村と椎葉村との往来は、被災前と同じ程度の時間でできるようになりましたが、残る椎葉村の松尾地区における災害復旧状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 国道327号の松尾地区につつましては、昨年9月の台風第14号により、道路が大きく崩壊し、通行止めとなっているため、地域の皆様は、村道へ迂回することを余儀なくされております。

当該箇所については、被災直後から調査・設計などを行い、年内の通行再開を目指して、3月までに工事契約を終え、工事用道路などの仮

設工や鋼管ぐいなどの材料調達に着手し、現在は、崩壊箇所の路側構造物などの本体工事を鋭意進めているところであります。

国道327号は、地域住民の生活や経済を支える大変重要な道路でありますので、引き続き、一日も早い復旧に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。年内の開通に向けて頑張ってくださいたいと思っております。

椎葉村の中心部へ向かうには、まだ一部村道を通る迂回路になっています。1日でも早い通行ができるようお願いいたします。

美郷町南郷区又江の原地区で盛土が崩壊し、その土砂が治山ダムを破壊しました。4つの農家では、田んぼ約50アールで収穫前の稲に被害が出ました。早期復旧されたおかげで、今年も無事に田植えができたそうです。感謝いたします。

一方で、復旧工事が遅れている地域が見られます。甚大な被害が発生した台風第14号による農地・農業用施設の災害復旧事業について、県全体と東臼杵地域の着手状況及び今後の見通しについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 今年の台風第14号災害では、河川の増水などによる農地の埋没や、斜面の崩落による用水路の寸断など、大きな被害が発生しました。

このうち、災害復旧事業により市町村が事業主体となって工事を行うものは、県全体で約1,000件となっており、営農に影響があるなど緊急性が高いものから順次復旧工事を進めております。現在のところ、県全体では約4割、東臼杵地域では約6割に着手しているところであります。

県としましては、来年度の営農に影響がないよう、本年度中の工事完了に向け、市町村と協力して復旧・復興に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 水田の中に河川の石や流木が流れ込み、今年の田植えを見送るところもあるようです。来年には田植えができるよう、復旧をお願いいたします。

次に、ヤマメの不漁対策についてお伺いいたします。

溪流ヤマメ釣りが椎葉村の河川で解禁となりました。例年、週末になると県外から多くの釣り客が訪れ、この時期にはヤマメ釣りを楽しむ姿が多く見られる椎葉村ですが、今年はヤマメが釣れず、客も少ないといえます。

椎葉村では、昨年9月の台風の影響で記録的な不漁となっていますが、土砂崩れによって大量の土砂が流れ出し、川の状況が変わったことで、少しの雨量でも川が濁るという影響が出ています。椎葉村における昨年9月の台風第14号に伴うヤマメ不漁対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 椎葉村は、全国でも有数のヤマメ釣りの名所であり、毎年、県内外から多くの釣り愛好家が訪れ、地域経済への貢献も大きいことから、今年の台風による影響は大きな問題と認識しております。

椎葉村漁協の話によると、河川に土砂が流入し、ヤマメの隠れ場や餌となる昆虫が激減しており、元の河川環境に戻るまではしばらくかかることとあります。

このため県では、内水面の漁業団体と連携し、これまで実施してきたヤマメの稚魚の放流について、その一部を環境変化に強い成魚の放流に変更することとしております。

今後とも、関係団体と連携し、放流や増殖活

動などを通じて、ヤマメ資源の回復に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ヤマメだけでなく、今月から解禁になったアユ釣りも、川の濁りがひどく、不漁のようでございます。ヤマメの成魚を放流していますが、隠れる場所がなく、鳥に食べられてしまうことも多いようでございます。稚葉の川が元の姿を取り戻すには、もう少し時間がかかりますんじゃないかなと考えているところがあります。観光への影響も心配されますので、河川環境整備と継続して成魚の放流をお願いいたします。

次に、森林づくりについてお伺いいたします。

昨年9月の台風第14号が県内で大きな被害をもたらしました。山間地域の方々からは、「災害に強い森林づくりが必要で、このままでは山が壊れてしまう」と提言がございました。また、山腹崩壊や大量の流木が発生し、各地域に被害を引き起こす要因にもなります。山間部を抱える地域にとっては心配です。

台風や線状降水帯は、これから頻繁に発生する可能性があります。流木災害の発生する要因の一つは、森林整備の遅れなどが問題であります。災害の緩和など公益的機能を持つ森林整備が必要と思われませんが、災害に強い森林づくりについて、県の取組状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 災害に強い森林づくりに向けては、適切な再生林や森林整備の実施により、樹木の根の発達を促し、森林を健全な状態に保つことが重要であります。

このため県では、森林所有者に対し、伐採後の再生林や除間伐を支援するとともに、特に水源涵養や山地災害防止機能の高い森林において

は、県の森林環境税を活用し、伐採後の速やかな再生林や広葉樹の植栽等を支援しております。

さらに、今年度から、これまでの取組に加え、「再生林の意識醸成」「造林作業を担う人材の確保・育成」「造林に取り組む事業者の育成」の3つの視点で、再生林対策を強化することとしております。

今後とも、市町村や森林組合等と連携して、災害に強い森林づくりに積極的に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ぜひ再生林対策を強化していただきたいと思っております。森林が荒れると、洪水や土砂災害などの要因になります。森林を育てることは、土砂災害を防止することだけでなく、地球温暖化防止にも効果がありますので、災害に強い森林づくりを推進してください。お願いいたします。

次に、3次元点群データについてお伺いいたします。

静岡県熱海市で土石流災害が発生いたしました。こうした災害の場合は、まず地質調査会社がヘリコプターなどを飛ばして現地を調査いたします。その後、調査を集約、分析するために、これまで、かなりの時間がたってから現場の状況が明らかになっていました。ところが、今回の土石流災害は、災害現場があつという間に3Dモデル化され、救助作業や災害の原因究明などに役立てられました。その速やかさが話題になりました。

昨年、デジタル化推進対策特別委員会で、静岡県の3次元点群データ整備、オープンデータ化の取組について調査いたしました。静岡県庁では、3次元点群データをオープンにし、第三者に無償提供することで、新しい価値・サービ

スが生まれています。

静岡県の3次元点群データの活用は、被災時の原因究明に役立てられ、被災後データとの比較で、被災程度の把握や災害復旧の効率化が図られております。また、土木分野での業務負担軽減や誤伐・盗伐の問題解決、スマート農業・林業への利用など、様々な価値を生み出しています。本県においても、道路の決壊や土砂崩れなどの大きな災害が起きた場合に、この3次元点群データを活用すれば、早く情報収集ができると思われました。

そこで、災害時の被害状況の把握などにも活用できる3次元点群データ整備について、どのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 3次元点群データは、複雑な地形や建物などを正確な位置情報を持つ点の集合体として、立体的に表示することができるデジタルデータであります。

このデータは、例えば、土砂災害発生後の現場の概況を素早く把握でき、復旧作業の計画を立てるための基礎資料として活用できるなど、デジタル社会推進の基盤として、今後、利活用が注目されている技術であると認識しているところであります。

しかしながら、どのような分野で活用ができるのか見極める必要があることに加え、県内全域のデータを整備するためには、大量なデータの解析と整理に、一定の時間と多大なコストがかかることと伺っておりますことから、先行する自治体の取組を参考にしつつ、今後、関係する各部局と連携して、研究・調査を進めてまいります。

○安田厚生議員 映像や地図だけでは分かりづらい立体的な被害状況の把握に効果があり、災

害原因の分析や対策などに利用されるようになればと思いますので、大変コストがかかると思いますが、御検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

次に、相続未登記農地についてお伺いいたします。

所有者が不明の農地が増えており、今後、県においても、大きな課題になることが予想されます。所有者不明の土地は国土の約2割を占めており、多数に及ぶ相続人の探索に多大なコストを要することにより、農地では担い手への集積・集約化が進まないなど、問題となっております。

県における相続未登記農地及び相続未登記のおそれがある農地面積、特に中山間地域では、資産価値が低く、未登記のままにされていることが多いと聞いております。こうした所有者不明の農地等の拡大は、災害復旧をはじめ、担い手への集積・集約化のための圃場整備の妨げになるのではないかと懸念されておりますが、相続未登記農地等の県内状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の相続未登記農地等につきましては、令和3年度に農林水産省が実施した全国実態調査結果によりますと、2万2,380ヘクタールであり、本県の農地台帳上の農地面積の約3割となっております。

現在、相続で農地の権利を取得した場合には、農地法に基づき、農業委員会への届出が義務づけられているところでありますが、令和3年の不動産登記法の改正により、令和6年4月からは、相続登記の申請が義務化されることとなります。

このため、県としましては、県農業会議をはじめ、市町村や農業委員会とともに、農地の適

切な相続手続について、さらなる周知を図ってまいります。

○安田厚生議員 担い手への農地の集積・集約化を進める上でも大切になると思いますので、対策と義務化されるということも周知を図っていただきたいと思います。

次に、ヤマビルについてお伺いいたします。

知事もヤマビルの話を美郷町の議員さんから聞いたと思いますが、美郷町ではヤマビルなどいなかったのに、この頃はヤマビルが繁殖し、仕事にならないと相談を受けました。このままでは生息域を拡大するのではと心配されています。

ヤマビルが里山まで生息域を広げてきた背景には、森林の荒廃、ヤマビルの運搬役となる野生の動物、鹿やイノシシなどの増加及び生息域の拡大が要因と考えられます。

また、放置された森林等が増えており、伐採や草刈りなど手入れが行き届いていない場所では、光が当たらず、湿度が高い状態となり、ヤマビルにとって定着・繁殖しやすい環境となっています。

ヤマビルも生息域を拡大させ、人への吸血被害の拡大につながっています。自然公園の施設利用者に対するヤマビル対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） ヤマビルは、本県も含めて東北地方以南の全国各地に生息しており、毒性や媒介される病原体などはないとされています。

しかしながら、かまれると出血を伴い、傷口からの細菌感染の危険もあることから、県内の自然公園では、施設管理者が看板を設置するなど、利用者への注意喚起を行っている事例もあります。

県としましては、自然公園のホームページにおいて、肌を露出しないなど服装に気をつけることや、スプレーなどの忌避剤の使用等を周知してまいります。

○安田厚生議員 地元では、ヤマビルの生息域は拡大傾向にあります。山間地域を中心に、ヤマビルの吸血被害が発生しています。ヤマビルによる被害を食い止めるには、ヤマビルへの理解を深めることや、総合的な防除対策が必要でありますので、ヤマビル被害防止に向けて効果的な取組が進められるようお願いいたします。ヤマビルにかまれますと、30分は血が止まらないような状況になっているようでございますので、対策をお願いいたします。

次に、河川パートナーシップ事業についてお伺いいたします。

令和3年11月定例会でも質問させていただきましたが、河川パートナーシップの参加者は高齢化が進み、体力的にも大きな負担となっています。また、猛暑日の増加などにより、草刈りの環境は厳しさを増しているところでございます。

五十鈴川の堤防の調査をした際、草刈りを行っている河川パートナーシップの方から、「燃料費も値上がりし、賃金も上げようとしている時代に、今の報奨金は安過ぎる」との声が上がりました。「堤防が荒れると困るので、作業はするけど、少し考えてほしい」とのことでした。

令和4年度は735団体に活動していただいているところでございますが、報奨金については約1億円を支払われているようです。もし高齢化等の理由で3割の団体が事業を断念した場合、財政負担は多額になると予想されます。

県では、自走式草刈り機の貸出し制度を試行

的に導入されておりますが、導入されていない土木事務所もあります。

この事業を継続してほしいと考えていますが、河川パートナーシップ事業における報奨金の見直しと、自走式草刈り機の導入状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 河川パートナーシップ事業につきましては、議員御指摘のとおり、近年の物価上昇等の影響もあり、報奨金の見直しを求める声をいただいております。

このため、今年度は、活動団体に対して、作業時間や人数、燃料代などの実態調査を行い、設定金額の検討を行うこととしております。

また、自走式草刈り機の導入につきましては、現在、活動団体数の多い4つの土木事務所に草刈り機を配備し、貸出しを行っているところでありますが、その利用状況や活動団体の皆様からの御意見等を踏まえ、他事務所への配備について検討してまいります。

今後とも、河川パートナーシップ事業を推進し、良好な河川環境の確保に努めてまいります。

○安田厚生議員 先週の日曜日に、雨が降る中、地域の方々と堤防の草刈りの整備をいたしました。地域の方々は1週間前から作業の準備や草刈りをして、当日、日曜日でございますが、29名の参加者と作業いたしました。

この作業を年に2回行います。特に堤防ののり面の草を刈るときが大変でございます。参加者からは、のり面の整備の要望がございました。そのことを含め、報奨金の見直しと自走式草刈り機の導入をお願いしたいと思います。

国道10号門川日向拡幅財光寺地区の延長1.2キロが6月24日に開通いたします。この事業は昭和45年に事業化され、完成までに53年間かかり

ました。門川町内の船越から梶木においては平成6年に開通いたしました。約30年前のことです。当時は狭く、渋滞のひどい国道だったと思い出されます。開通する国道10号財光寺地区の4車線化により、どのような効果が生まれるのか、県土整備部長にお伺いいたします

○県土整備部長（原口耕治君） 国道10号財光寺地区につきましては、平成14年度に工事に着手され、平成17年度の塩見大橋の4車線化など、順次整備が進められたところであり、今月には、全ての区間で4車線化が完了することとなります。

財光寺地区の4車線化により、渋滞緩和や走行時間の短縮に伴う輸送の効率化など、地域経済の発展に大きく寄与するものと考えております。また、災害時や救急医療における安定的な輸送の確保など、防災や医療面においても様々な効果が期待されております。

県としましては、関係機関と連携を図りながら、国道10号をはじめとする人流・物流を支える道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 道路整備は、地域間の交流や経済活動を支える最も重要な社会資本でございます。今回の開通が、観光面、また物流面など、大きな効果をもたらすことを期待いたします。

国道10号の土々呂地区周辺での渋滞は依然として極めて深刻な状況であります。渋滞を避けるため、県道や広域農道、住宅地へ車が流れ、事故も懸念される状況であります。

国道10号は、県北の住民の日々の暮らしを支える道路であります。また、沿線には工業地や港もあり、今後ますます重要性が増してくる国道だと考えているところであります。

そこで、国道10号土々呂地区の渋滞対策をどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（原口耕治君） 土々呂地区の渋滞対策につきましては、これまでに、土々呂町交差点などでの右折レーン設置工事や、信号機の表示時間の調整などが実施されてきたところであります。

このほか、国道10号に並行する延岡南道路においては、令和2年3月から通行料金の変更が実施され、延岡南道路への大型車の交通転換が見られるなどの効果も確認されておりますが、国道10号においては、依然として、朝夕を中心に渋滞が発生している状況にあります。

県としましては、引き続き、国・県・市などで構成される「宮崎県交通渋滞対策協議会」をはじめ、様々な機会を通じて、ソフト・ハードを含めた効果的な対策について協議を進めてまいります。

○安田厚生議員 渋滞・安全対策として、地元から、整備などについて、いろいろ要望、意見があったと伺っております。

期間限定で大型車を中心に高速料金の引下げを行い、一定の効果が見られておりますが、渋滞には、国道10号土々呂地区の4車線化をしていくのが一番だと考えているところでもあります。県北地域に住んでいる方々にとってもいいと思うんですが、県北の議員さんはどうでしょうか。大丈夫ですか。

地元も改善を望んでいると伺っています。また、門川町船越地区では、大雨が降ると国道が浸水し、交通ができないこともありますので、そのことも含め、国に要望してほしいと思います。知事、永山副知事、よろしくお伺いいたします。

次に、マイナンバーカードの利用についてお伺いいたします。

総務省が公表した令和5年4月末時点における本県のマイナンバーカード交付率は81.8%であり、都道府県では第1位となっております。期待と不安がある中、これだけ普及に成功したカードはないと思います。マイナンバーカードを活用するサービスのトラブルが続いておりますが、効率的な行政サービスを進めていくためのカードになると期待をしているところであります。

町民から、門川町もコンビニの証明書交付サービスで住民票の写しが取得できるようにならないだろうかとの相談を受けました。コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを活用した住民票や戸籍謄本等の発行サービスを利用できる自治体とできない自治体があります。自治体によって取組の進捗に差が生じてはいけないと思います。

門川町では、コンビニでの取扱いについて検討しているようですが、システム改修に多額の予算が必要で、なかなか進まないようでございます。県内におけるマイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付の状況についてお伺いいたします。

また、活用が進んでいない市町村に対して県が支援する考えはないのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） マイナンバーカードを利用して、端末から各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスについて、県内では、住民票や戸籍、税など既存の証明書については、9市3町が対応しております。また、新型コロナワクチン接種証明書につきましては、23市町村が対応しております。

県としましては、市役所等に出向くことなく、休日等にも対応している当サービスが住民の利便性向上につながりますことから、関係機関と協力して、市町村に対して説明会などを実施してきたほか、デジタル田園都市国家構想交付金などを活用した当サービスの導入支援を行ってきたところであります。

今後とも、交付金などの継続について国に働きかけるとともに、当サービスの重要性を啓発するなど、市町村に必要な支援を実施してまいります。

○安田厚生議員 マイナンバーカードのトラブルにつきましては、国のシステムをきちんと改善していただき、県民の皆様によりマイナンバーカードで便利になったと感じていただけるよう努めていただきたいと思います。市町村の取組の進捗に差が出ないように、きめ細かな実装支援を行うことを要望いたします。

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害は、本県でも後を絶たず、警察でも様々な対策を行っているが、一向に減少の兆しが見えず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっています。高齢者が特殊詐欺の被害に遭うことが多く、その手口は多様化しています。詐欺の手口や対策について、情報共有を図ることが大事であります。

そこで、高齢者被害の特殊詐欺の現状について、その手口を含めて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（山本将之君） 県内の特殊詐欺被害につきましては、令和4年中に52件を認知し、うち高齢者の被害は29件と、全体の55.8%を占めております。

高齢者被害のうち、最も多い手口は、パソコンのウイルス除去費用や、有料サイト利用料等

を名目に支払うべき料金があるとだます架空料金請求詐欺で、19件、約3,500万円の被害が発生しました。

また、官公署を名のり、税金還付に必要な手続とだまして被害者にATMを操作させ、口座間送金させるなどしてお金をだまし取る還付金詐欺が、8件、約900万円の被害となっております。

○安田厚生議員 特殊詐欺被害は、全国において、全体の8割が最初に固定電話に電話していたことが分かりました。電話によるオレオレ詐欺などの事案が多いことから、電話による対策が必要であります。電話機本体に接続することで、呼出し音が鳴る前に、発信者に対して通話内容を録音することを知らせる機能及び自動通話録音機能を備えた装置を貸し出す事業などの対策が一定の効果を発揮してくると考えています。

自動通話録音機の普及のための啓発活動や支援について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（山本将之君） 議員御指摘のとおり、特殊詐欺の被害防止対策としては、固定電話にかかってきた犯人からの電話に出ない、これが大変重要であり、警察では、県内の高齢者クラブの中から、被害防止モデル地区として25地区を指定し、自動通話録音機設置の啓発を行っているほか、モデル地区以外の方にも、ホームページや様々なイベント等の機会を通じて、自動通話録音機設置普及のための啓発活動を行っております。

これらにより、本年5月末現在で、県警察が保有する自動通話録音機418台のうち、367台を無償で貸し出しているところです。

○安田厚生議員 結構な数が貸出しをされているところでありますので、今後とも貸出し制度

の継続をお願いいたします。

次に、猟銃についてお伺いいたします。

長野県中野市の立て籠もり事件で逮捕された男性が、長野県公安委員会から猟銃や空気銃の所持許可を得ていた手続に問題があったとの報告は、現時点では受けていないと報告されました。

銃を所持することに対して、日本は、恐らく世界でも厳しい国だと思います。県内における令和4年末の猟銃許可者数と、許可された猟銃の丁数を伺いたいと思います。

また、猟銃許可者に対してどのような講習が行われているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（山本将之君） 銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、県内で許可を受けて猟銃を所持されている方の数は、令和4年末で1,818名であり、許可登録されている猟銃の丁数は2,440丁であります。

猟銃許可者に対する講習につきましては、新たに猟銃許可を受ける際には、考査試験のある初心者講習と、実技を行う射撃教習を受講することが義務づけられております。

また、3年ごとの許可更新の際には、関係法令や猟銃の保管管理等に関する経験者講習と、実技を行う技能講習を受講することが義務づけられております。

○安田厚生議員 猟銃所持許可はもともと難しいと聞いておりましたが、今回の猟銃立て籠もり事件を機に、さらに厳しくなるのではないかと心配されています。猟銃所持許可に当たっては、どのような審査をしているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（山本将之君） 猟銃所持許可の審査では、銃砲刀剣類所持等取締法に規定され

ている所持の欠格事由の該当性を確認することとされております。

警察におきましては、講習修了証明書、医師の診断書、その他の申請書を確認するとともに、銃刀法違反等の一定の犯罪経歴や行政処分歴がないことを確認するほか、他人の生命もしくは財産または公共の安全を害し、あるいは自殺するおそれ等がないかを確認するため、本人や同居人に面接をし、近隣居住者等に対する聞き取りを行った上で、猟銃及び弾薬の保管状況の現地確認を行うなど、厳正な審査を行っております。

○安田厚生議員 猟銃の所持許可は言うまでもありませんが、日本の銃の規制が非常に厳しいものだと分かりました。ありがとうございます。

次に、人口減少対策についてお伺いいたします。

2022年の1年間に県内で生まれた赤ちゃんは7,136人、出生率は全国で2位の1.63であります。

知事選挙の討論会で知事は、「少子化対策、社会減対策を徹底して取り組んでいきたい。出生率は1.63から1.8を目指したい。出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、様々なステージにきめ細かな支援を行い、子供を産みやすい環境づくりに取り組んでいきたい」とのことでありました。今後の人口減少対策の在り方について、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、これまでも人口減少に真正面から向かい合い、自然減と社会減の両面から対策に取り組んでまいりました。この結果、全国でも上位の出生率を維持するとともに、課題でありました高校生の県内就職率の改善や、移住世帯の増加などの成果も見

られているところであります。

一方で、コロナ禍において婚姻数が減少する中、出生数は急激に減少しており、人口減少対策は引き続き喫緊の課題であると認識しております。

今日も傍聴席に多くの学生さんが来られておりますが、コロナ禍の中で、出会いも恋愛もなかなかままならない状況であったのではないかなと思います。こうした若い世代も含め、早くコロナ前の生活リズムを取り戻していこうと、それが大変重要だと考えております。

出生数の回復に向けましては、今年度から「出逢い」の視点を加えた「ひなたの出逢い・子育て応援運動」に取り組むほか、前例にとられない新たな施策も積極的に展開することとしております。

また、社会減の抑制に向けましては、新たなアクションプランの柱の一つに「社会減ゼロ」を掲げまして、魅力的な雇用の創出によります若者・女性の県内定着、移住促進などに取り組むとともに、デジタル技術の積極的な活用による地域生活の維持や産業振興に取り組んでまいります。

これらの施策を県民一体となって推進し、人口減少下にあっても、安心と希望を持てる県づくりを進めてまいります。

○安田厚生議員 人口減少対策を最優先で取り組んでほしいと思います。また、地域で子育てしやすい機運づくりも進めていただきたいと思います。

次に、宮崎県移住支援金事業の実績についてお伺いいたします。

若い世代が進学や就職で県外に行っているという状況を踏まえ、社会減対策も重要であります。高校生の県内就職率を高めることや移住推

進、特に若い世代の移住への関心の高まりを捉え、子育て世代の移住を推進するため、本県においても安心して子育てできる環境を整えていくことが重要であります。

そこで、宮崎県移住支援金事業の概要と実績について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(重黒木 清君) 移住支援金事業につきましては、移住の促進及び地域の人材確保を図るため、県内企業への就職など一定の要件を満たす移住者に対しまして、市町村を通じて支援金を支給するものであります。

主に東京23区からの移住者を対象とする国の事業に加え、本県独自の取組としまして、国の事業の対象とならない東京、名古屋、大阪の都市圏及び福岡県からの移住者も対象としているところであり、支給額としましては、世帯で100万円、単身で最大60万円のほか、18歳未満の世帯員1人当たり最大100万円の加算枠を設けております。

また、これまでの実績につきましては、事業を開始した令和元年度から毎年増加し、令和4年度が269件、累計で528件となっており、移住促進及び人材確保につながっているものと考えております。

○安田厚生議員 意外と利用者が多いことに驚いたところがございます。地方への移住や働き方に関心が高まっていると感じました。

移住先での住居形態としては、新築の持家の割合は低く、その分、中古の持家を希望する割合は高まっています。移住先の地方における空き家の利用が進むと期待されています。

政府は、空家対策特別措置法を改正し、空き家の管理強化や利活用を促進する方針を打ち出しており、全国的に対策が急務となっております。移住促進に向けた空き家の利用について、

どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県外からの移住に際しましては、住居の確保が何よりも重要なことから、移住者向けホームページにおいて、居住可能な空き家情報を掲載するとともに、市町村が行う空き家バンクの運営や、移住者向けの空き家改修などを支援しております。

さらに、空き家の活用に当たっては、他人が住むことに抵抗感のある所有者も少なくないことから、利活用を啓発するハンドブックを作成し、理解促進に取り組んできたところでありませう。

今後とも、このような取組を市町村と連携しながら推進し、移住者の受入れ環境の整備に努めてまいります。

○安田厚生議員 県内の空き家のうち、長期不在の空き家は約5万戸と推計されております。空き家の対策を進めるようお願いいたします。

岸田総理が掲げる「次元の異なる少子化対策」の展開に向け、具体的な対策が昨日公表されました。児童手当の所得制限の撤廃や、男性の育児休業の取得促進などが主であります。

今回の補正で掲げておられる子育て支援について、若い世代の多様なニーズに向き合っていると感じました。6月補正予算の少子化対策事業に関する知事の思いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 子供を産む世代の女性の人口減少や、未婚化・晩婚化の進行、さらには新型コロナの影響などを受けまして、本県における令和4年の出生数は過去最少となるなど、少子化が加速している状況に強い危機感を持っております。

このため県では、人口減少・少子化対策を県政の最重要課題の一つに位置づけ、今回の肉付

け予算におきましては、未来を創る3つの挑戦のうちの1つとして「子ども・若者の未来応援」を掲げ、出産や子育て支援に係る事業を提案したところであります。

特に、都道府県としては全国初となります、おむつの定額利用料の支援をはじめ、病児保育の無償化など、これまでより、さらに踏み込んだ新たな事業に取り組むこととしており、本県の強みであります子育て環境のさらなる充実につながるものと考えております。

また、日本一生み育てやすい宮崎づくりに向けまして、庁内プロジェクトチームを立ち上げておりまして、引き続き、市町村や企業、関係団体等と連携を図りながら、少子化対策にしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 今回の補正では、子育てに関する力強い政策だと感じたところであります。ありがとうございます。

保育事業についてお伺いいたします。

保育士等の産休を含む人手不足により、保育園の一時預かり事業での受入れができないケースが起きています。ファミリー・サポート・センター事業は、育児について助け合う組織であります。長時間になると多額になり、預けられないなどの問題があるようです。

子供を2子、3子と安心して生み育てることができる、子育て家庭を対象とした保育の拡充が必要であり、その一つとして、保育所等の一時預かり事業を拡大すべきだと考えていますが、今後の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる一時預かり事業は、未就園児の成長や、育児疲れによる保護者の負担軽減にもつな

がるなど、重要な取組であると考えております。

県内では、未就園児を一時的に預かる事業を14の市町で実施する一方で、公的支援を受けずに、自主的にサービスを提供している保育所等もあると伺っております。

また、国においては、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度など、全ての子育て家庭を対象とした取組が検討されております。

こうした国の動きを注視するとともに、実施主体となる市町村と連携を図りながら、地域の実情に合わせた取組を進めてまいります。

○安田厚生議員 子供を安心して生み育てやすい環境づくりにも取り組んでいただきたいと思っております。

政府が決定した「こども未来戦略方針」では、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討するとありますが、安心して子育てができ、預けられる保育を拡充することが少子化対策であると思っております。

当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ基盤整備を進め、あわせて病児保育の充実を図るとありますが、病児・病後児保育施設の設置について進めていくべきではないかと考えます。福祉保健部長に見解をお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 病気になった子供を一時的に保育する病児・病後児保育施設は、子育て世帯を支える大変重要な施設であると考えております。

このため県では、実施主体となる市町村に対して、施設整備や運営に係る経費を支援するな

ど設置を推進してきたほか、利用料の助成など、さらなる利用促進を図るための関連予算を今議会にお願いしているところであります。

一方で、利用者の見込みが立てにくい、あるいは保育士や看護師の確保が困難であることなどから、施設の新設が難しい地域もあります。

県としましては、引き続き、市町村と連携しながら施設の設置を進めるなど、子育てしやすい環境整備を進めてまいります。

○安田厚生議員 この新設が大変難しい地域もございますので、寄り添った支援をお願いしたいと思っております。今回の補正で病児保育の無償化が提案されていますが、子育てについて地域格差があってはならないと思っておりますので、対策をお願いいたします。

毎年、6月議会では、教職員の働き方改革ということで質問させていただいております。

全日本教職員組合が実施したアンケート調査によると、校内での時間外勤務と持ち帰りを含めた時間外勤務の合計は、全職種の平均で86時間24分と、過労死ラインを超えているようでございます。特に校内での時間外勤務の時間は、10年前の調査と比べて、2時間ぐらい増えているという結果が出ております。

昨年の質問では、月当たり45時間を超える教諭の割合について質問させていただきました。小学校については20.8%、中学校55.3%、高等学校53.2%、特別支援学校16.3%という結果になりました。

学校における働き方改革について、教職員に対する県独自のアンケートなどを実施する必要があると考えますが、今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） これまで学校における働き方改革の推進につきましては、全ての

教職員の時間外業務時間やその主な業務内容、さらには忙しいと感じている割合を把握するとともに、時間管理や健康管理、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活への意識などについて調査してまいりました。

また、全ての学校に対して、業務の見直しや部活動の休養日の設定など、改革に対する取組状況も確認しております。

今後は、教職員の声をより具体的に把握するために、各種調査の方法や内容を見直したり、管理職が行うヒアリングを充実させるなど、これまで以上に教職員の実態や意識に寄り添った働き方改革を推進してまいります。

○安田厚生議員 ぜひ働き方改革を進めてほしいと思います。

ここで紹介させていただきます。熊本市の教育委員会が実施した、部活動についてのアンケート調査でございます。

部活動の地域移行を前提に調査したものでございますが、その結果、約77%の教職員が「報酬をいただいても部活動の指導はしたくない」というような結果も出ております。また、その反面、「部活動を指導したい」という教師も20%いらっしゃいます。そういうことも考えて、アンケート等を実施していただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 日向市選出の西村賢です。傍聴の皆様方、またインターネットで視聴されている皆様方、本日はありがとうございます。

まず、知事の子育て政策の考え方について質問いたします。

先日、兵庫県明石市長を引退した泉房穂氏の著書を読みました。泉市長、また明石市は、子育てに特化した「こどもまんなか政策」で知られ、市の魅力が増して人口増に向かうなど、明石市の子育て政策は全国で有名になりました。この本には、明石市の子育て政策は既存の予算の組替えで捻出したことや、国とも散々やり合ったことが紹介されていました。

政府も昨日、少子化対策に向けて具体的な策を示し、児童手当の所得制限を撤廃、対象を高校生まで拡大することなど、経済支援策が盛り込まれました。これも、先んじて昨年12月、明石市が「児童手当を18歳まで拡大、所得制限なし」を打ち出し、同様に、年明けには、東京都をはじめ、様々な自治体が全国で増えたことが国の方針決定にも大きな影響を与え、国を動かしたのではないかと思います。

いたずらに国とけんかすることがいいとは思いませんが、地域のため、市民のためにけんかしてくれることは、住民にとっては心強いことだと思います。

私の中では、泉市長に「戦う政治家」のイメージを持っておりますが、泉市長の政治姿勢について、知事の所感があれば教えてください。

続いて、昨日、閣議決定されました「こども未来戦略方針」では、人口減少・少子化対策の充実に向けた施策が示されました。少子化対策は喫緊の課題ですが、この数年を逃すと、大きく人口減少が進んでしまうとの見解も聞かれます。

一方、地方自治体においては、税収が高い自治体、ふるさと納税で成功している自治体は、まず子育て政策の充実に関心を感じるように感じます。

出産や就学支援、給食費の無償化、18歳までの医療費無料など、自治体間でも子育て支援に大きな差が広がっています。

本来であれば、子供は国内どこで生まれても、ひとしく支援が受けられるべきであると考えますが、財源があるところだけ支援が受けられるのはおかしい話であり、このままでは子育てサービスの地域差が生じ、また自治体間の競争が激化するおそれもあります。

せめて本県では、県内どこで生まれても、同じ子育て支援が受けられるべきと考えますが、知事の考えはどうか伺います。

関連して、総務部長に伺います。

今挙げたふるさと納税制度は、自治体に対して直接的な寄附金収入だけではなく、返礼品の地場産品や観光・レジャー関連に至るまで、その市町村に大きな経済効果を生み出します。

制度開始から15年が経過し、この間、前向きに取り組んだ自治体とそうでなかった自治体との間に、寄附額の収入の差が広がると同時に、住民サービスの差が顕著となってきています。

具体的な自治体名は控えますが、県内でも住民1人当たりのふるさと納税寄附額は、巨額に寄附を集めた自治体と、そうでない自治体とでは100倍以上の差があります。

ふるさと納税制度は自治体の努力ありきの制度ですから、ある程度、自治体差は許容しなければなりません。そういう意味では、市町村のやる気で大きく変わってきます。

しかしながら、市町村によっては、ふるさと納税の取組を強化したくても、マンパワーの関係でできない自治体もあるでしょう。その差は既に看過できない状況となっています。

市町村のふるさと納税制度の取組に対して、県が支援を行う考えがあるのか、総務部長に伺

います。

以下、質問者席で質問を続けます。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、前明石市長、泉房穂氏の政治姿勢についてであります。

泉氏は、平成23年の市長就任後、3期12年にわたり明石市政を牽引されました。子供医療費や中学校の給食費などの5つの無料化といった独自の子育て施策のほか、全国に先駆けた施策を次々と実行された一方で、これはあくまで事実としてありますが、職員へのパワハラ発言や、市議をはじめ周囲とのあつれきなどが度々報じられてきたところでもあります。

泉氏の政治姿勢については様々な評価があるものと思いますが、いずれにいたしましても、最後まで強い信念を貫き、市長として、その職責を果たされたものと受け止めているところであります。

私は、政治とは、情熱、そして決断と責任であると考えておるところであります。私も、この愛する宮崎をよくしたいという思いは、誰にも劣らないものと確信をしております。

その上で、私自身は、対話と協働の基本姿勢の下で、例えば口蹄疫や度重なる自然災害、国スポ・障スポ関連施設の分散整備など、重要課題の対応に当たりましても、県民の皆さんはもちろん、県議会や市町村、関係団体の皆様への丁寧な説明、対話を重ねて、合意形成を図りながら県政を推進してまいりました。

また、国に対しても、昨年の台風第14号災害における激甚災害の早期指定や権限代行、さらにはG7農業大臣会合の本県開催を強く要請し、実現に結びつけてまいりました。

このような中、時に意見や利害が対立するような局面におきましても、県民の思いをしっかりと受け止めた上で、本県にとって最善の策とは何なのか大局的に判断した上で、主張すべきは主張し、時間をかけて粘り強く議論を重ね、着地点を見いだし、決断してきたところでありまして、今後とも、そのような姿勢の下で、県民に寄り添った県政運営に努めてまいります。

次に、子育て支援であります。

少子化や人口減少という我が国が直面をする極めて大きな課題に対して、出産や子育て支援の充実を図ることは大変重要であります。

一方で、地方自治体の財政力によって地域間格差が生じることは、望ましくないと考えております。

このため、財政負担の大きい包括的な仕組みづくり等につきましては、国において全国一律での実施を図るよう、全国知事会や「みやぎの提案・要望」活動等を通じて、国に強く要望しているところであります。

なお、県内の取組といたしましては、今議会にお願いをしております妊産婦健診通院支援事業において、既に一部の市町村で実施していた取組を、今回新たに県内全域を対象に支援することとしております。

引き続き、市町村の声にも耳を傾けながら、安心して出産し、子育てできる環境づくりを進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答えいたします。ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税による各自治体への寄附金は、移住や子育て支援、教育や福祉に関する取組など、地域の様々な課題解決のための財源として使われております。

また、返礼品として地場産品を提供すること

で、新たな地域資源の発掘や地域経済の活性化につながっている面もあると考えております。

市町村の取組に対する県の支援につきましては、毎年行われる国への指定申出の手続の中で、返礼品等に関する基準への適合性を確認するほか、市町村から個別に相談を受けた際に、助言等を行っております。

県としましては、引き続き、ルールを遵守した適切な運用の下で、地域の発展に資する成果が得られるよう、市町村の創意工夫を凝らした取組を支援してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○西村 賢議員 次に、食料安全保障について伺います。

4月にシーガイアで開催されたG7宮崎農業大臣会合では、食料安全保障への関心が高まる中、持続可能な農業の実現に向けた「宮崎アクション」と呼ばれる行動計画が採択され、農業分野に幅広いイノベーションを取り入れることや、温室効果ガスの削減に向けた農業政策を強化することなども確認されました。

宮崎市での開催に当たり、御協力いただいた関係各位の御尽力に感謝申し上げます。また、参加者にとって、記憶に残る宮崎でのおもてなしもあったのではないかと思います。

まずは河野知事に、宮崎農業大臣会合及び話題となった食料安全保障に関しての所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） G7宮崎農業大臣会合を無事に終了することができ、おもてなしや機運醸成などで開催地としての役割を果たすことができたことに加えまして、豊かな食や農をはじめ、歴史、自然、伝統文化といった本県の魅力を国内外に向けて発信することができたものと考えております。

本会合では、食料安全保障をテーマに議論がなされ、農業の生産性向上と持続可能性の両立を目指す行動宣言「宮崎アクション」が採択されたところであります。

安定的な食料供給が世界的に大きな課題となる中、食料安全保障の強化に向けて、「宮崎」の名を冠した行動宣言が採択されたことは、大変意義深いものと受け止めているところでありますし、今週、野村農林水産大臣がインド・ハイデラバードで開催をされますG20に出席されて、農業の生産性向上と持続可能性を両立することの重要性を主張される、そのことが昨日発表されたところであります。宮崎の大臣会合がそのように世界に向けたメッセージにもつながっているということを大変誇らしく思っているところであります。

本県の農業産出額は全国第4位でありまして、その役割はますます大きくなるものと考えております。

このため、本会合の開催を契機としまして、開催地となった本県が率先して、農業のさらなる生産力の強化と持続可能な農業の実現に向けて取り組み、本会合の成果を未来にしっかりと継承してまいります。

○西村 賢議員 この1年、ロシアのウクライナ侵攻の影響もあり、食料安全保障に関心が集まっております。食料自給率が改めて考え直されている現在、農水省発表の2022年農業構造動態調査によれば、農業経営体数は2021年から5.4%減の97万5,000となり、その数は17年間で半減しています。

現在、日本全国で主力作物となっている米は、価格下落と肥料価格高騰で経営を圧迫し、同様に、ほかの多くの農作物や畜産経営にも、肥料や飼料、資材の物価高騰が大きく影響を与

えています。

このような日本農業を取り巻く状況の中で、農業経営の効率化は重要ではありますが、食料安全保障の観点からも、将来の食料危機や有事に備えて自給率を上げていかねばなりません。

食料安全保障を考えると、多少安くても有事になる前から作物を多く作る、または作れる環境を整えておくことが重要だと思います。ひいてはそれが自給率の向上につながると思いますが、現実的に高齢化の進む農村部では、一部の熱心な若い農業者への農地集約が大規模に進行しています。

使わない田をWCSに変えるのにも制限がありますから、使われないと次々と放棄地になってしまいます。食料安全保障の観点から、本県の水田営農についてどのように考えているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 国際的な食料安全保障のリスクが高まる中、米をはじめとした食料や畜産飼料の安定供給を支える水田営農の役割は、ますます重要になると考えております。

このため県では、農地の集約化や区画拡大による生産性向上を進めるとともに、水田営農を担う多様な担い手を確保するため、大規模経営体の育成や、集落営農組織の再編・強化などに取り組んでおります。

また、畜産飼料の自給率向上を促進するため、飼料用米の生産拡大や、WCS用稲・稲わらの安定供給など、耕畜連携の取組をさらに強化しているところです。引き続き、宮崎の強みを生かした取組を加速化させ、持続可能な水田営農の確立を進めてまいります。

○西村 賢議員 続けて、フードロス対策について伺います。

食品ロス法が施行され、県もテレビCMや飲食店などにフードロス削減を呼びかけるなど、国内でもフードロスに対する考えが広がっているように感じます。さらに、このフードロス削減の動きを「もったいない」という観点から広げていかななくてはなりません。

既に食品の物価高騰で食料の確保に苦慮する生活困窮者は、この宮崎県内でも多くいます。余った食材をいかに有効活用し、生活困窮者支援などへつなげていくかという課題もあります。まずは、フードロス削減の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 県では、令和3年度から「宮崎県食品ロス削減推進計画」スタートアップ事業に取り組んでいます。

この事業では、テレビCMやSNSを活用した広報、食べきり宣言フェスタ等のイベントにより、県民意識の向上を図るとともに、フェスタ会場でフードドライブを実施し、集まった食品をフードバンクに提供したところであります。

また、食品販売店や飲食店など、314の店舗が「食べきり協力店」として登録されており、賞味期限間近な食品の値引き販売などに取り組んでいただいております。

県としましては、引き続き、4R推進協議会や市町村等と連携して、フードロス削減対策に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 食材を有効活用し、食支援を中心とした子供の居場所づくりなど、生活困窮世帯への支援や子供の貧困対策につなげるための県の取組状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 県では、コロナ禍の長期化等の影響を受けている生活困窮世

帯を支援するため、子ども食堂やフードバンクなど、子供の居場所づくりに関する事業に取り組む民間団体等に対し、活動経費を支援する事業に本年度から取り組んでおります。

また、企業等から食材の寄附に関する申出や、庁内関係課から備蓄食材の利用について照会があった場合、これらの団体等に案内し、有効に活用していただいているところです。

今後とも、企業や関係団体と連携し、食材等の有効活用を図り、子供の貧困対策につなげてまいります。

○西村 賢議員 ぜひお願いしたいと思えます。

次に、日向・入郷の第1次産業について質問をいたします。

まずは、へべスについて質問をいたします。

平成28年6月議会で私が質問を行いました。その際、へべスの生産量が最盛期の206トンから103トンへと半減しており、またライバルであるスダチやカボスの生産量6,000トンと比べてもはるかに少ないことから、競争力の強化、生産量の拡大のために、それまで日向農協管内でしか作られなかったへべスを県下全域に広げていくべきではないかという質問をいたしました。

その後、農家や農協、日向市や県の連携で、県下全域で作付が始まりました。あれから7年たちました。へべスは作付から6～7年で出荷できるようになると聞いておりますが、今へべスの生産量はどうなっているのか、今後の見込みも含めて伺います。また、ライバルであるスダチやカボスの現在の状況も教えてください。

○農政水産部長（久保昌広君） 令和4年産の本県のへべス生産量は128トンであり、県全域で生産が可能となった平成28年産から34トン増加し、着実に産地が拡大しているところです。

また、御質問のスタチ、カボスの状況ですが、スタチは3,846トン、カボスは5,967トンと、依然として大きな差がある状況です。

県としましては、さらなる生産拡大を図るため、機械化に対応した園地づくりへの支援や、出荷基準の遵守による果実品質の向上などを進めており、令和12年度には生産量660トンを目指しているところです。

今後とも、生産者やJAグループと連携しながら、このような取組を着実に進め、産地拡大を図ってまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。まだまだカボス、スタチとも大きな差があります。へべスを本県のブランド品として、県全体で盛り上げていただきたいと思いますが、へべスの消費拡大に向けた県の取組を再度、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） へべスの消費拡大については、宮崎にゆかりのある飲食店でのフェア等に取り組み、利用した事業者等から高評価をいただいております。

しかしながら、首都圏などの消費者を対象とした県の調査では、へべスの認知度は約7%と低い状況にあることから、より多くの方に、果汁が多い、皮が薄いなどのへべスの魅力を知ってもらう取組が重要であると考えております。

このため、今議会でもお願いしております、みやざき農畜水産物の架け橋構築事業において、へべスの出荷最盛期に県内外でフェアを開催するなど、認知度向上に取り組むこととしております。

また、飲料や菓子などの加工品の開発に向けて、県内外の事業者積極的に提案を行うなど、さらなる消費拡大に向けて取り組んでまいります。

○西村 賢議員 認知度7%というのは、非常に残念な現状であります。しっかりとこれが多くの人に認知していただけるような取組をぜひ今後ともお願いしたいと思います。

次に、ちりめんについて伺います。

日向市のちりめんは、非常に高品質で、都市部のデパートや高級料理店の需要もあり、人気な食材であります。

しかし、近年、県内のちりめんの水揚げが大きく減り、今年は特に厳しい状況となっております。イワシシラスの漁獲量（1月～4月）は、全県で、3年前852トン、昨年211トン、今年は178トンと、年々厳しさが増えています。

水温の影響もあると聞いておりますが、燃油高騰もあり、漁獲量が少なければ大赤字になるので、漁師にとっても厳しい状況が続いています。他県でも同様の不漁に頭を抱えているということですが、この不漁に対して県はどのような見解を持っているのか、また支援を検討できないのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（久保昌広君） 国の資源評価によると、ちりめんの主な原料となるカタクチイワシの資源量は、近年、非常に低い水準にあるとされており、本県においても漁獲量が低迷していることから、漁業者のみならず、加工業者などにも影響が広がっていると認識しております。

このため、昨年度より、カタクチイワシ稚魚の本県独自の資源評価を開始しました。

また、不漁時においては、漁獲共済や制度資金などを活用いただいておりますが、燃油高騰等の影響もあり、漁業者からは、経営が厳しいとの話を伺っております。

このため、今議会でもお願いしております補正予算において、漁業経営セーフティーネット対

策資金の積立金の一部を支援することとしております。

○西村 賢議員 非常に厳しい状況が続いております。たまたま昨日見たニュースで、広島でしたが、ちりめんが非常に豊漁だというニュースも見ました。これが数か月続くか分かりませんが、そういった水産資源の状況も把握しながら、ぜひ支援を続けていただきたいと思います。

次に、日向・入郷地域の名産であるシイタケについて伺います。

我々は、ずっとシイタケのことを「ナバ」と呼んできました。私は、令和元年6月議会で輸入菌床の質問をいたしました。海外で駒打ちされた菌床が日本に輸入され、それで取れたシイタケが国内産になるというのはおかしいのではないかという訴えでありましたが、こちらは昨年10月より制度が変わり、植菌地表示となりまして、少しほっとしているところであります。関係各位の御尽力に感謝を申し上げます。

しかしながら、今年は昨年の台風第14号の被害が大きく、今年の植菌を諦めたというところも出てきているとのこと。

長年、シイタケ栽培は、中山間地の貴重な収入源とされてきましたけれども、生産農家や生産量の減少に加えて、今年は特に厳しい状況にあるのではないかと思います。何かしらシイタケ業界が元気になる方策はないのか。どんな料理にも使うことができるシイタケについて、県のこれまでの取組と、新たな支援策がないものか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 本県は国内有数の乾シイタケの生産地ですが、生産者の減少・高齢化や価格の下落、消費低迷などにより、経営環境は大変厳しい状況にあります。

このため県では、シイタケ乾燥機や散水施設など、生産施設の整備を支援するとともに、県内外でのプロモーション活動を実施し、新たな販路の開拓やさらなる消費の拡大に取り組んでいるところであります。

また、担い手対策につきましては、技術習得を目的とした研修の実施や、新規就業者に対する給付金の支給などに加えまして、今年度から新たに、都市部からの人材確保を目指し、お話し就業に取り組むこととしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携して、乾シイタケの振興にしっかりと取り組んでまいります。

○西村 賢議員 このシイタケも非常に厳しい状況になっておりますので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

先ほどから質問したへべス、またちりめん、シイタケ、これらは一つ一つが重要な産物であります。また、これ以外にもたくさんの地域の産物がありますが、しっかりと県にサポートしていただかなければ、どんどん作るのをやめてしまう、取るのをやめてしまうという状況もありますので、ぜひしっかりと支援を続けていただきますようお願いしたいと思います。

続けて、成長分野の取り込みについて質問いたします。

2022年11月30日、アメリカ・オープンAI社がチャットGPTを公開して以来、たった半年の間で、瞬く間にIT界はチャットGPTなどのいわゆる生成AIがメインテーマとなり、新聞でこの生成AIの記事を見ない日がないという状況になっています。

このチャットGPTは突然出てきたわけではなく、国内外で数十年も前から研究されていたIT技術の進化の過程の一つであります。

国内でも、多くの企業や自治体がこのチャットGPTをはじめとした生成AIの活用を発表していますが、本県も、この生成AIを活用することによって職員の業務負担を減らし、労働時間、残業時間を短縮できるのではないかと期待をしています。

私は、これまでの議会質問においても、本県のデジタル担当職員のITリテラシーは非常に頼もしい印象を持っていますが、このチャットGPTの業務への活用に向けた県の検討状況について、総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） チャットGPTなどの生成AIの活用にあたりましては、業務の効率化や行政サービスの向上に役立つ可能性がある一方で、入力時における機密情報の漏えいや個人情報の不適正な利用、さらには生成物における正確性や著作権の侵害などのリスクが指摘されております。

県では現在、これらのリスクを踏まえた上で、活用の効果や課題を明らかにするため、庁内の一部の所属において試験的に利用し、活用に向けた検討を進めております。

今後、その検討結果や国における議論を踏まえ、庁内利用に当たってのガイドラインを作成するなど、生成AIの適切な活用による業務の効率化を推進してまいります。

○西村 賢議員 次に、本県のJ-クレジットの現状について伺います。

J-クレジット制度は、政府が運用するカーボンクレジット制度であり、温室効果ガス排出削減量及び吸収量をクレジットとして政府が認証します。認証されたクレジットは売買等で移転され、購入した側は自らの排出量を相殺できる取組であり、販売した側は販売収入をさらに

排出削減や吸収の活動に充てられ、日本全体として温暖化対策を進めていく考え方でありませぬ。

森林による炭素吸入効果に価格がついて、取引されるということは、林業界にとっても新たな収入の機会であり、林業県である本県にとっても、うまく活用していかねばなりません。

J-クレジット制度は、昨年8月に大きく見直され、認証対象期間の延長や主伐・再造林に係る排出量・吸収量の算定方法の見直しによる森林クレジットの創出拡大がなされ、この秋には、東証やSBIホールディングスが排出量取引所の開設を行うなど、今後の取引拡大が期待されます。

温暖化対策で世界の先進国はCO₂削減を急いでおり、今後はその重要性が国内外で増してくると考えられます。まずは、本県のJ-クレジットの現状と県内の参加企業・団体の数を伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 森林由来のJ-クレジットにつきましては、県内では、県や諸塚村に加え、森林を所有する民間企業2社の計4者が、プロジェクトの登録認証を受けております。

そのうち県は、門川県有林において1,175トンのクレジット認証を受け、これまでに222トンの販売及び譲渡を行っており、その収益約170万円は、県有林の間伐などの財源として活用しております。

また、昨年8月の制度改正により新設された造林未済地の解消を目的としたプロジェクトについて、全国で初めて諸塚村と森林組合が共同で登録するなど、県内におけるJ-クレジットの取組は、徐々に進みつつあるものと考えております。

○西村 賢議員 CO₂排出量取引を積極的に進めるEUの政策を見ますと、2026年から本格的にCO₂排出量の大きな企業製品には国境炭素税という貿易関税を課すことが決定され、世界中でカーボンプライシングの動きが広がっています。将来的に取引価格の上昇が見込まれ、それに伴い、本県の山林の持つCO₂吸収クレジットも価値を増大するのではないかと予測しています。

現在、県の取引価格は1トン当たり1万1,000円と聞いていますが、この価格設定について、またJ-クレジット市場の将来予測も含めた、本県の森林由来のJ-クレジットの今後の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(殿所大明君) 門川県有林のクレジット取引価格については、現地調査などのクレジット認証取得経費や販売経費、今後の保育に係る経費等を基に設定しており、1トン当たりの取引価格は1万1,000円としております。

森林由来のJ-クレジットにつきましては、近年、プロジェクトの新規登録が増加傾向にあり、クレジット供給量の拡大が見込まれるとともに、企業による環境保全意識の高まりから、クレジット取引の拡大が期待されます。

県としましては、クレジット収入が森林整備の一層の推進につながることから、県内外の事例も参考にしながら、森林由来のJ-クレジットの普及と取引の拡大に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、フィルムコミッションについて伺います。

観光復活のため、映画やドラマのロケ地を誘致するフィルムコミッションは、全国でおよそ300もの団体が立ち上がっており、コロナ前は

全国で誘致合戦が盛り上がっていた記憶もあります。

映画やドラマのロケ地を巡る聖地巡礼は、国内外から多くの観光客を呼び寄せ、また、一度フィルムコミッションで成功すると、ほかの制作会社からもロケ地としてのオファーがあり、現にフィルムコミッション先進地の北九州市では、多くの映画が撮影され、ドラマ撮影の影響で、海外から聖地巡礼に訪れる方もいるとのこと。

宮崎県のフィルムコミッションはどうか。現在は、ほぼ外部の団体に丸投げの状態ですが、予算も少なく、問合せを受けることはできても、こちらから積極的に営業をかけるような動きは見られておりません。ほかの地域では、首長自らトップセールスを行っているとも聞きますが、本県のフィルムコミッションへの考え方を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長(丸山裕太郎君) 映画やテレビドラマ、CMなどのロケを本県で行っていただき、その映像が国内外に発信されることは、本県の認知度向上や観光誘客に有効であると考えております。

このため本県では、官民共同で構成する宮崎フィルム・コミッションにおいて、ロケ候補地の問合せへの対応や、撮影のアテンド、エキストラの募集など、ロケを円滑に行うための支援を行っております。

ロケを誘致するには、制作者に本県の魅力を広く知っていただくことが大変重要でありますので、県といたしましては、今後とも、豊かな食や自然景観、神話ゆかりの地であるなど、本県ならではの様々な情報を積極的に提供するなどして取組を進めてまいります。

○西村 賢議員 次に、本県のインバウンド対

策について伺います。

コロナの入国制限が緩和され、報道等でも外国人観光客がコロナ以前に戻ってきたと聞くことも増えました。私自身、最近、東京や福岡に行った際にも、多くの外国人観光客を見かけたところです。

今回、外国人を受け入れるまちづくりについて伺いたいのですが、私が以前、外国人から宮崎に行きたいと相談を受けた際に、ゴルフや釣りなどのレジャー施設、また「ここに泊まりたい」と言われた宿も、「外国人はお断り」と断られた経緯があります。

理由は、外国語が分からないので対応ができないということでしたが、今ではアプリや翻訳機もあり、直接の原因ではないと思います。ほかの客が嫌がるからとか、ただただ面倒なだけかもしれません。その現実を目の当たりにして、インバウンド客を迎えるためには、おもてなしの熱意が必要でもありますし、県民の理解も広がらなければ難しいと思いました。

インバウンドで成功している地域には、アクセスがよくない地域も少なくないのですが、それぞれに特徴のあるおもてなしのまちづくりをしています。

県の観光誘致施策では、国外からインフルエンサーを招待したり、関係部局トップが海外にセールスで出向いたり、あるいはホテルや空港、駅などに置く外国語の観光パンフレットを作成したりと、毎年似たような施策を繰り返していますが、効果があまり見えないのは、こういった県民や観光関係従事者の理解がまだ得られていないからかもしれません。

インバウンド客増加に向けて、県内の観光関連産業、飲食店など、どのように協力してもらうのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県ではこれまで、フリーW i - F i 環境の構築や多言語コールセンターの運営に取り組むとともに、観光ボランティアの育成など、インバウンド受入れ環境の整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人観光客の受入れがない期間が長期化してきた中で、今後の外国人観光客の受入れ拡大に向けては、議員御指摘のとおり、改めてオール宮崎でおもてなしの熱意を持って対応していくことが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、市町村や関係機関とも連携し、観光事業者向けの研修等に取り組み、インバウンド受入れに対する意識の醸成を図るとともに、小型翻訳機の導入など、外国人観光客の受入れ拡大に向けた取組への支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 次に、国際路線の再開に向けて伺います。

今、九州各県で動きが見えてきました。最近では、熊本－台湾便、大分－ソウル便、福岡－上海便が復活すると報道され、海外との交流再開が次々と拡大しています。本県では、チャーター便は飛び始めましたが、本格再開には至っておりません。

最近では、本県も、日隈副知事が台湾、韓国の航空会社を、永山副知事が物産・観光分野のセールスのために香港を訪問したとの報道がありました。その際の状況はどうだったのか、それぞれの副知事に伺います。

○副知事（日隈俊郎君） 新型コロナウイルスによる水際対策が緩和され、航空需要が回復する中、お話にありました九州においても、国際定期便の再開が相次いでいる状況にあります。

このような中、コロナ前に本県に運航していた台北線及びソウル線について、航空会社に対し継続的に要望を行ってきておりますが、私自身、昨年11月と本年4月、そして6月に入り先週、台湾を、5月には韓国をそれぞれ訪問いたしまして、各航空会社の幹部などに対しまして、本県への定期便の早期再開を強く訴え、協議してきたところであります。

協議において、台北線については、「現時点で機材とパイロットの確保が困難な状況ではあるが、今後検討したい」との回答を、ソウル線については、「定期便の再開に向けて前向きに検討したい」と、それぞれ回答を得たところであります。

県内におきましても、これまでの国際チャーター便の運航により、定期便再開に向けての機運が高まっておりますので、引き続き、粘り強く要望や交渉を行いながら、早期実現に向けて取り組んでまいります。

○副知事（永山寛理君） 私のほうは、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和された本年2月、人や物の交流の早期の回復を図るため、香港を訪問してまいりました。

現地では、県産品PRや魅力発信の拠点となる海外初の香港KONNEの開設に立ち会うとともに、香港最大の日系百貨店SOGOにおきまして、県産品フェアを視察し、流通関係者の方々と、県産品の取扱い拡大に向けてしっかりと確認してまいりました。

また、現地の飲食店経営者や商社、メディアなど、ビジネス関係者をお招きしたレセプションを開催しまして、副知事の立場から直接輸出拡大や観光誘客に向けたPRを行い、現地キーマンとのネットワークの強化を図り、このキーマンの方々が早速宮崎県内各地で買い付けや爆

買いに走り回っていただいたところがございます。

県としましては、今回の訪問で得たネットワークを最大限に活用し、さらなる海外市場の開拓や観光誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

また、私としましても、仮に宮崎から去ることになりましても、今後とも、愛する宮崎県の海外展開や観光振興を積極的に応援し、アピールしてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、国土強靱化について伺います。

「昨年の台風第14号で、倒木等による電線の断線が県内で約1,000か所、倒壊した電柱が242本、停電からの復旧に長いところでは7日を要しました」と、私は前回、この質問を県土整備部に伺いました。この停電対策に道路パトロールなどで対応する話もいただきましたけれども、やはりそれだけでは十分とも言えません。

昨年の台風被害は県北に被害が集中したので、幸い他県からの応援も多かったと聞きましたが、次はどうか分かりません。

今、九州管内の自治体では、森林環境譲与税を活用して、九州電力と事前伐採について契約締結する自治体が増えており、特に大分県では進んでいるとのこと。本県での森林環境譲与税を活用した台風災害の停電の事前対策について、環境森林部長に県の考えを伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 国が示しております森林環境譲与税を活用した市町村の取組例として、道路等のインフラ施設に隣接する、倒木のおそれがある木の伐採などの災害対策があり、県の事例としましては、日之影町で林道のり面の危険な木の除去、西都市で人家周辺の傾いた木の伐採への補助があります。

台風などによる電線等への被害を未然に防止するため、電力会社等と連携して支障となる木を伐採するなどの事前対策に、森林環境譲与税を活用することも可能であると考えております。

このため、市町村に対し、担当者会議や個別相談会など、様々な機会を通じて情報提供を行ってまいります。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。

先日、ある砂防ダムを見てきました。多くの土砂を受け止め、下流域の土砂災害を防ぐ役割を担っていると、改めて砂防ダムの重要性を感じたところです。

近年、台風や異常気象で豪雨災害が多発するようになり、土砂災害の危険性は高まっています。他県では、流れ込んだ土砂で砂防ダムが損傷したケースがあるなど、砂防ダムの管理や老朽化対策も重要であります。国土強靱化で災害対策などの事業が増えている中、本県の砂防ダムの管理状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、土砂をためることで川の流れを緩やかにし、地形の安定を図る不透過型砂防ダムを1,223基、流木等の捕捉効果がより高い透過型砂防ダムを52基、合わせて1,275基の砂防ダムについて、定期点検を行うとともに、著しく堆積した場合には土砂を撤去するなど、維持管理を行っております。

このような中、昨年9月の台風第14号の後、土砂災害が発生した市町村において、砂防ダムの調査を行った結果、8基で土砂や流木が著しく堆積していたことから、撤去工事を順次実施しているところでもあります。これまでに3基の工事が完了し、残り5基について鋭意施工中であります。

今後とも、砂防ダムの機能が十分発揮できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

○西村 賢議員 災害から流域の人命・財産を守り、安心して暮らしていける地域づくりの観点からも、まだまだ新たな砂防ダムの整備も必要であると考えますが、砂防ダムが必要とされている箇所数と、事業箇所の優先順位の考え方について、再度、県道整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県内には、土石流の土砂災害危険箇所のうち、人家が5戸以上または学校や病院など人の集まる公共施設のある箇所が1,413か所あります。

これまで521か所の砂防ダム整備に取り組んできており、今後、整備が必要な箇所は892か所となっております。

県では、災害の状況や地元の要望を踏まえながら、土石流の被害想定区域内に、避難場所や幼稚園、老人福祉施設等の要配慮者利用施設などがある箇所から優先して、砂防ダムの整備を進めております。

今後とも、県民の生命・財産を守るため、予算確保に努めるとともに、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進にしっかり取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、耳川流域の台風被害の河床掘削について伺います。

昨年の台風被害において、耳川流域では大きな被害がありました。これまで長年かけて、耳川流域では河川改修や河床掘削を行ってきましたが、昨年の台風でも、その効果は当然ありましたけれども、あれだけ掘ってきた河床も、今は元以上に積もっているところもあります。

今年は台風が多いと予想する気象予報士もいらっしゃいますが、今年の本格的な台風シーズンに間に合うように、河床掘削だけでも急ぐ必

要があると思いますが、今後の計画について、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（原口耕治君）** 耳川流域では、これまで堤防の整備や宅地かさ上げなどの河川整備を進めてきており、平成30年度以降、約24万立方メートルに及ぶ河川掘削を行っています。

昨年9月の台風に伴う豪雨におきましては、一定の整備効果が確認されたものの、家屋の浸水被害等が発生したことから、被災箇所を中心に、約4万立方メートルの河川の堆積土砂を除去したところであります。

また、被害の大きかった耳川本川においては、浸水対策を検討するため、現在、本川全体の洪水の分析や、地区ごとの被災原因の調査などを実施しております。

引き続き、浸水対策の検討を早急に進めるとともに、被害のあった箇所など、緊急性の高いところから順次河川掘削を行い、浸水被害の軽減に努めてまいります。

○**西村 賢議員** 次に、教育問題、不登校問題について伺います。

不登校問題の一つの救済機関であるフリースクールについて、まず伺います。

フリースクールは、何らかの理由で登校できない子供たちが、小学校、中学校、高校の代わりに学んだり遊んだりできる場所ではありますが、文科省による設置基準も有償料金の設定基準もなく、全くの民間の任意機関という、子供の成長を託す場所として一抹の不安を非常に感じさせる環境とも言えます。

不登校の子供たちを何とかケアしたいという崇高な意志を持って運営されているところと期待するわけですが、今、本県に何か所のフリースクールがあるのか。また、児童生徒が在籍す

る学校長や教育委員会が認めるフリースクールでは、参加日数を出席日数としてカウントできることとなっていますが、その児童生徒数を教育長に伺います。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 国の調査によりますと、令和3年度にフリースクール等民間団体・施設を利用した不登校児童生徒のうち、学校において指導要録上の出席扱いとなった人数は、小・中学校等を合わせて4,009人となっております。ただし、県別、市町村別の人数は、公表はされておられません。

なお、本県におけるフリースクール等の数は、今年度、8市町に23の施設があることを把握しております。

また、出席扱いにつきましては、児童生徒の個人情報でもあるため、市町村がその公表を慎重に取り扱っている状況もあり、県教育委員会といたしましては、今後、市町村との連携を一層密にし、フリースクール等を直接訪問させていただくことを含め、その実態の把握に努めてまいります。

○**西村 賢議員** 私は、不登校の生徒とはいえ、国が定める義務教育期間中は、教育委員会の指導の下で、学校が不登校生徒の教育を放棄してはならないと考えます。それは不登校の生徒に対して無理な登校を押しつけるということではなく、フリースクールの実態が義務教育期間の子供たちにとって良好な環境か否かの判断は行っていただきたいと思います。

そして、万が一、良好ではないと判断される場合は、適切な指導を、児童生徒、保護者と協議していくことが重要であります。不登校児童生徒への指導監督の在り方について、教育長に伺います。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 学校におきまして

は、全ての児童生徒に対して定期的にアンケートや教育相談を行い、実態を把握するとともに、学校行事などを通して、児童生徒の絆や居場所を実感させるなど、魅力ある学校づくりによる不登校の未然防止に取り組んでおります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフと連携し、一人一人に応じた支援を行っております。

県教育委員会といたしましては、今年度もフリースクール等との協議会を持ち、意見交換を行い、利用の状況や実態把握に努めるとともに、その指導の在り方について、市町村教育委員会とも協議を深めてまいります。

○西村 賢議員 ぜひ不登校で苦しんでいる児童生徒、またその保護者の皆様方に寄り添っていただくような教育環境をしっかりと取っていただきますように、私からもお願い申し上げます。

次に、義務教育時における主権者教育について伺います。

これまで主権者教育の重要性は訴えてまいりましたが、今回の統一地方選挙の投票率の低さは、民主主義の危機であると危機感を抱いています。

18歳投票権の付与の直後は、高校においてかなりの政治教育が行われ、18歳の投票率が高かった時期もありました。低投票率の責任を教育機関に押しつけるわけではありませんが、やはり教育が最も重要であります。

小学校、中学校の義務教育時から政治参加の意識を子供たちに植え付けることも必要であると考えますが、教育長の見解を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 義務教育段階から政治参加への興味や関心を高めさせることは、大変重要であります。

そのため、小学校6年の社会科では、子育てしやすい環境づくりについて調べ、まとめるなどの学習が、また、中学校3年の社会科では、政権公約を活用した模擬投票を実施するなどの学習が、それぞれ工夫して行われております。

さらに、総合的な学習の時間等において、地域課題の改善案を地元自治体と協議するなど、地域の一員としての意識を高める取組も行われております。

今後とも、児童生徒が一票を投じることの大切さを自覚し、主体的に社会に参画しようとする態度を育む、主権者教育の充実にしっかりと取り組んでまいります。

○西村 賢議員 主権者教育は本当に大事なことだと思います。義務教育、さらには、高校でのさらなる教育の充実によろしく願いいたします。

次に、交通安全対策について伺います。

今、全国的に信号のLED化が進み、県内でも増えてきているように感じます。視認性が高く、電気代や設備更新の節約などにも効果があるとされていますが、現在、県内の整備率はどうなっているのか、またLED化による効果について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（山本将之君） 信号灯器につきましては、令和5年3月末現在で、県内2万6,408灯器中、約67%の1万7,809灯器がLED化されております。

LED化の効果は、電球式と比較し、輝度、すなわち輝きの度合いが高い上に、朝日や夕日の影響を受けにくいいため、視認性が向上し、交通事故防止につながると考えております。

また、電球式と比べ、LED式は交換までの寿命が長く、消費電力も抑えられることから、経費の縮減にも寄与しており、県警察といたし

ましては、引き続き信号機のLED化を推進してまいります。

○西村 賢議員 かなりの電気代や設備更新の節約にもつながると聞きましたので、少しでも早く整備が進むようお願いしたいと思います。

次に、横断歩道の一旦停止の周知拡大について伺います。

今、信号のない横断歩道の視認性を上げるために、紅白の横断歩道が見かけられます。まさにこの県議会の前にありますが、車両は歩行者がいた際に一旦停止しないと交通違反となり、反則金と点数が付されます。具体的には、普通車の場合、9,000円の反則金と違反点数2点となります。しかし、この横断歩道での一旦停止に、県民の理解度がどれほど広がっているのかわかりません。

以前、本県ドライバーの一旦停止違反者の数が大きな問題となり、かなりの啓発活動や紅白横断歩道の導入などの対策が取られてきました。しかしながら、まだまだ周知が足りていないとも思えます。最近の検挙の状況と周知活動について、警察本部長に伺います。

○警察本部長(山本将之君) 信号機のない横断歩道の停止率は、県内におきまして、平成30年が7.9%で、この年、横断歩道での交通事故が122件発生していたことから、県警察では、この5年間、指導取締りや広報啓発、御指摘のありましたモデル横断歩道のカラー化などの対策を講じてまいりました。その結果、昨年、停止率は53.6%に向上し、横断歩道での事故件数も65件と半減いたしました。

各種対策の中で、お尋ねの横断歩行者妨害違反の検挙件数は、平成30年は1,330件でありましたが、令和2年、2,978件、令和3年、4,437

件、令和4年、2,726件となっております。

今後も、交通安全運動において重点事項として取り組むほか、SNSによる情報発信や免許更新時の講習における啓発など、様々な機会を通じて、横断歩道における歩行者優先ルールの周知を図ってまいります。

○西村 賢議員 おとしは非常に多くの方が検挙されたようでありますし、また、その対策が今、少しずつ効果が見えてきているところであります。

先ほど、カラー舗装の話、紅白の横断歩道の話がありましたけれども、この前、全県下の一覧表を見せていただきました。できれば市町村に1か所ずつぐらい、全市町村とは言いませんが、まだカラー舗装がない市町村もあるようでございます。モデル的にも全市町村に1か所ずつぐらいはあるといいかなと思いますので、要望に代えさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会